

<はじめに>

近年、社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきており、社会における様々なニーズに変化が生じています。また第3期藤沢市教育振興基本計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という事態が生じる中で、GIGAスクール構想の取組が一気に進むなど、教育においても、多くの変化を経験してきました。そのような中であって、現在、持続可能な社会をめざし、「誰一人取り残さない教育」の在り方が問われています。

学校教育において、学習指導要領では、「一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすること」が求められています。また、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会とが共有し、社会と連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む、「社会に開かれた教育課程」の実現が重要になるとされています。

また、「こどもまんなか社会」の実現に向け、様々な場において、こども・若者の社会参画や意見反映に向けた取組を進めることが求められています。

さらに、生涯学習においては、すべての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できるようにする、人生100年時代を見据えた生涯学習の推進が求められています。

そのためには、「いつでも・どこでも・だれでも」学びたいことを学ぶことのできる環境を整備し、多様なネットワークを活用した「学び」と「活動」の循環を形成する体制づくりの充実を図ることが大切です。

本市では、2011年（平成23年）に藤沢市教育振興基本計画を策定しました。「未来を拓く『学びの環』ふじさわ」を基本理念に掲げ、学校教育、社会教育、家庭教育それぞれの連携の下、学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会ふじさわをめざして、本市の教育の振興に取り組んでまいりました。

2016年（平成28年）には、「ふじさわ教育大綱」を策定し、学びを通して未来への夢や目標に向かって生きる力を育み、誰もが手を携えて、生涯にわたって学び続け、幸

せなまちをつくりたいという願いを表しました。

このたび、第4期藤沢市教育振興基本計画の策定にあたり、新たな時代に向けても、「未来を拓く『学びの環』ふじさわ」は変わることない理念として位置づけ、継承することといたしました。

今後も、誰もが「学びの環」を広げ、予測不能な状況の中でも、多様な人々と協働しながら、誰一人取り残さない社会の実現をめざすために、藤沢市教育振興基本計画を推進してまいりますので、ご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

2025年（令和7年）3月

藤沢市教育委員会

目 次

第Ⅰ章 第４期藤沢市教育振興基本計画の策定について	……	Ⅰ
Ⅰ 計画策定の趣旨		
Ⅱ 計画の対象範囲		
Ⅲ 計画の対象期間		
Ⅳ 計画の位置づけ		
Ⅴ 進行管理		
第Ⅱ章 藤沢市の教育の現状と課題	……	４
第Ⅲ章 課題を踏まえた計画策定への流れ	……	Ⅴ
第Ⅳ章 第４期藤沢市教育振興基本計画基本構想	……	ⅠⅥ
体系図		
Ⅰ 基本理念		
Ⅱ ３つの目標		
Ⅲ ５つの基本方針と施策の柱		
第Ⅴ章 基本方針ごとの実施事業	……	ⅡⅧ
Ⅰ 体系図（実施事業）		
Ⅱ 実施事業一覧		
Ⅲ 実施事業		

資 料69

- 諮問書
- 答申書
- 第4期藤沢市教育振興基本計画(素案)に関する
パブリックコメントの実施結果について
- 子どもの意見について
- 第4期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 開催状況
- 第4期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿
- 第4期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 設置要綱
- 計画策定までの経過

第Ⅰ章 第４期藤沢市教育振興基本計画の策定について

Ⅰ 計画策定の趣旨

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、2011年（平成23年）3月に国の「教育振興基本計画」及び神奈川県の「かながわ教育ビジョン」を参酌し、「藤沢市新総合計画」の教育に関する部門別計画を担うものとして、「藤沢市教育振興基本計画」（以下「計画」という。）を策定しました。その後、2015年（平成27年）3月に「第2期計画」を、2020年（令和2年）3月に「第3期計画」を策定し、本市の教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に取り組んできました。

このたび、第3期計画の期間が終了することから、今後の教育政策の方向性を見据え、取り組むべき課題を整理し、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間を計画期間とした「第4期藤沢市教育振興基本計画」（以下「第4期計画」という。）を策定するものです。

２ 計画の対象範囲

本計画は、藤沢市の教育行政に関する基本的な計画であり、教育委員会が所管する市立小学校、中学校、特別支援学校の学校教育及び生涯学習全般等を対象としています。

３ 計画の対象期間

対象期間は、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間とします。

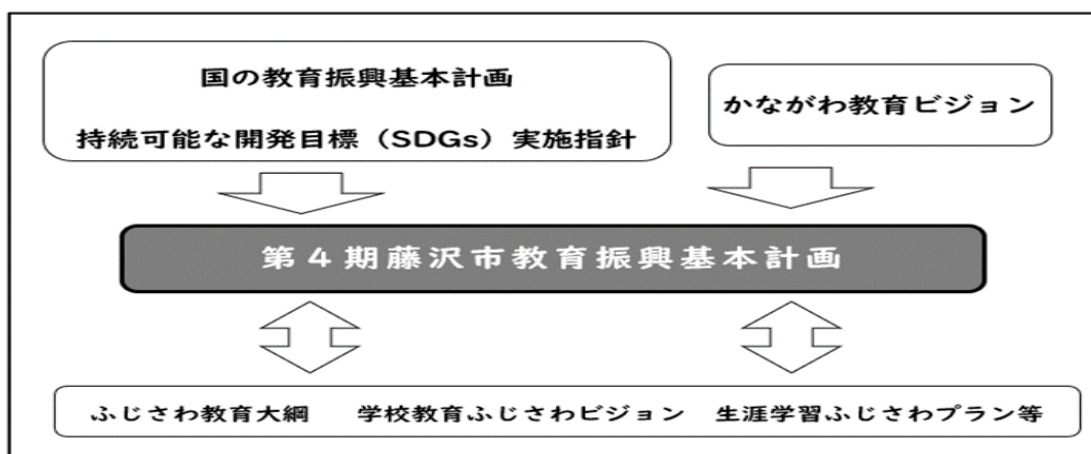
計画名	期間
第1期藤沢市教育振興基本計画	2011年度（平成23年度）～ 2014年度（平成26年度）
第2期藤沢市教育振興基本計画	2015年度（平成27年度）～ 2019年度（令和元年度）
第3期藤沢市教育振興基本計画	2020年度（令和2年度）～ 2024年度（令和6年度）
第4期藤沢市教育振興基本計画	2025年度（令和7年度）～ 2029年度（令和11年度）

4 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけるものです。

策定にあたっては、「持続可能な開発目標（SDGs¹）実施指針」の考え方を継続するとともに、国の「第4期教育振興基本計画」及び「かながわ教育ビジョン」を参酌し、「ふじさわ教育大綱」「学校教育ふじさわビジョン」「生涯学習ふじさわプラン」等と整合を図るものです。

なお、子ども青少年部など、他部門の関連する計画とも整合性を図ることとします。



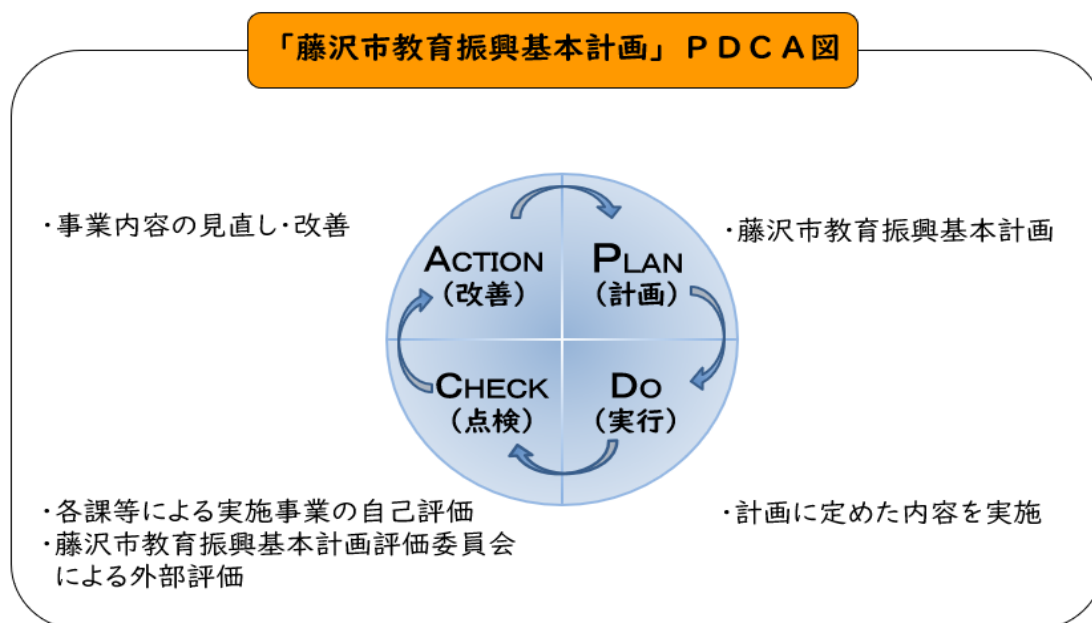
¹ SDGs:Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略で、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念としている。

5 進行管理

本計画の進行管理については、毎年度、各課等が実施状況の点検・自己評価を行うとともに、藤沢市教育振興基本計画評価委員会による外部評価を実施します。

また、本計画の進行管理と併せて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づく教育委員会の点検・評価を実施します。

この結果については、報告書としてまとめ、公表するとともに、必要に応じて実施事業の見直し・改善を行います。



第Ⅱ章 藤沢市の教育の現状と課題

Ⅰ 人口動態と児童生徒数の推移

本市は、1940年（昭和15年）の市制施行以来、都市の成長とともに着実に人口が増加し、2010年（平成22年）には40万人を超えました（国勢調査人口）。2020年（令和2年）に実施された国勢調査に基づいて推計した「2022年度藤沢市将来人口推計」の結果によると、本市の総人口はしばらく増加し、2035年（令和17年）に約45万4千人でピークを迎え、その後、減少に転じると推計しています。（図1）

市立小・中学校の児童生徒数については、2015年（平成27年）から2024年（令和6年）まで、おおむね横ばいで推移していますが、将来人口推計によると、0歳から14歳の人口は、2020年（令和2年）頃から減少に転じており、2050年（令和32年）には、約6,000人減少する見込みです。（図1）（図2）

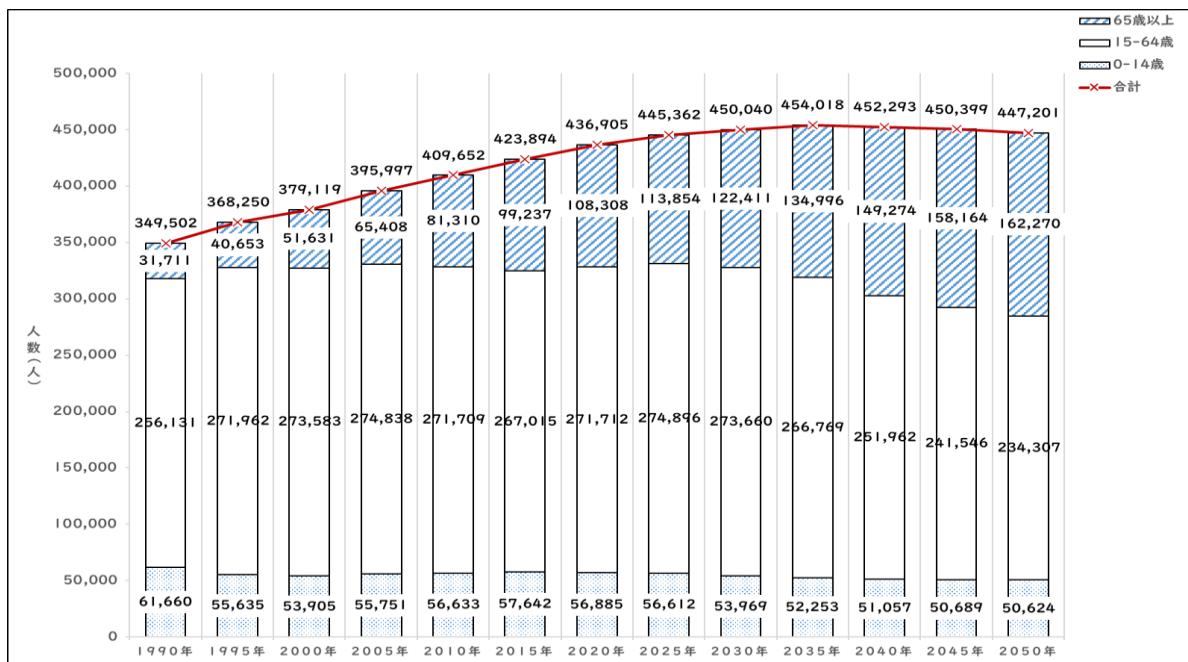
学校規模については、本市の将来人口推計の傾向と同様、今後11学級以下の小規模校となる学校が増加することが見込まれています。一方、一部の地域においては、人口集中により児童の増加傾向がこの先も続き、31学級以上の過大規模校が今後、更に増えることが見込まれています。このため、次代を担う子どもたちにとって、よりよい教育環境を整えることを目的に、市立学校の適正規模・適正配置²に向けた取組を進めているところです。

なお、文部科学省では、少人数学級を拡充するため、小学校の学級編成の標準を段階的に引き下げ、2025年度（令和7年度）からすべての学年を35人学級³にしています。

² 適正規模・適正配置：これからの時代に求められる教育内容を勘案しつつ、児童生徒数の推移や学校施設の老朽化対策などの視点を踏まえ、学校規模の適正化への対応を図り、よりよい教育環境の整備をめざす取組のこと。具体的には「藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画」に基づき、現在、過大規模校（31学級以上）の解消に向けて通学区域の見直しを進めている。

³ 35人学級：「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正により、小学校の学級編制の標準を2021年度（令和3年度）より5年間かけて計画的に40人（小学校第1学年は以前から35人）から35人に引き下げるもの。2025年度（令和7年度）で、小学校全学年が35人学級となる。

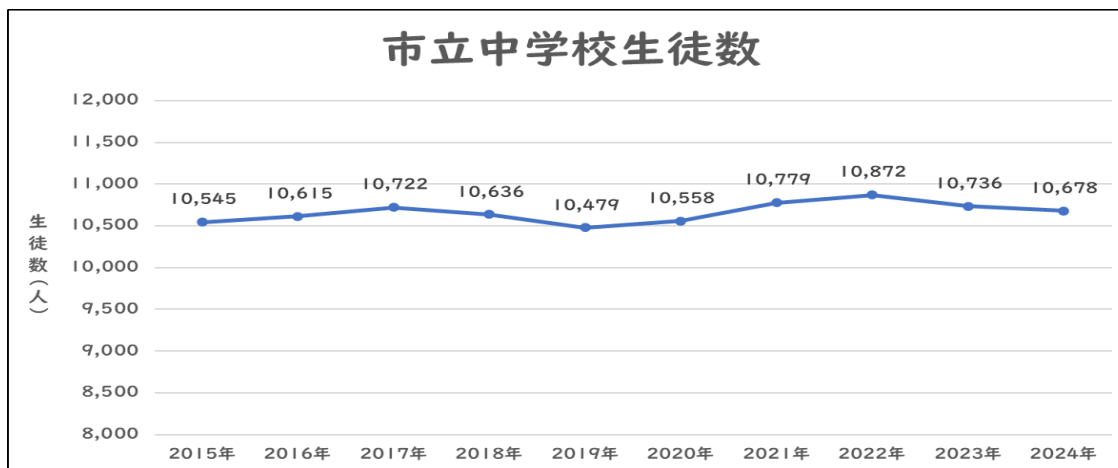
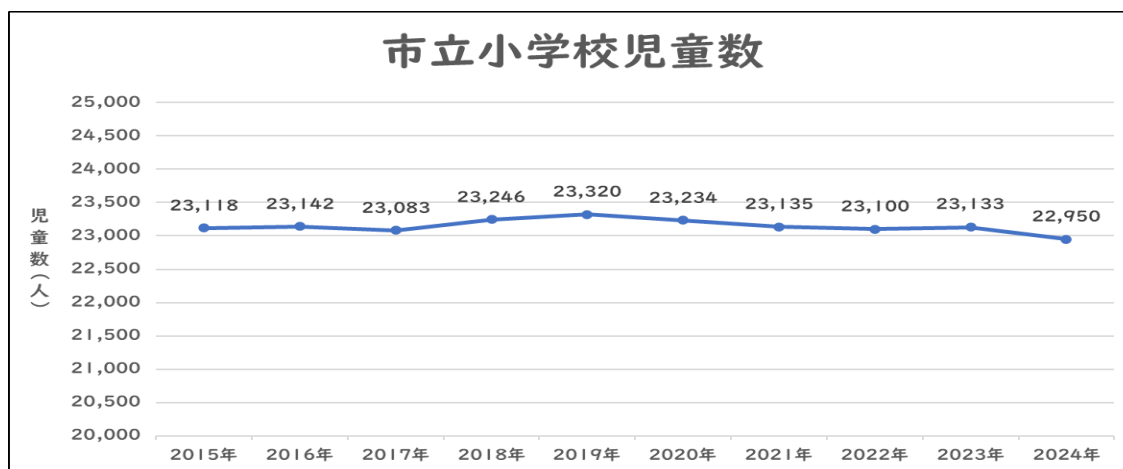
図1 藤沢市将来人口推移



(2020年(令和2年)に実施された国勢調査に基づいて推計した「2022年度藤沢市将来人口推計」より)

図2 市立小・中学校における児童生徒数の推移

(各年5月1日現在)



2 教員の世代交代

市立学校の教員については、近年、世代交代が進んでいます。下の2つの図に示したように、2018年度（平成30年度）に比べて2023年度（令和5年度）では、30歳代の教員が多く、20歳代前半と50歳代の教員が少ない現状です。（図3）（図4）

また、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展に伴い、これまでの再任用制度に加えて、2023年度（令和5年度）からは定年を段階的に65歳まで引き上げることとしています。知識や経験の豊富な教員が長く活躍することで、円滑な世代交代を図っています。

こうした状況を踏まえ、経験の継承が求められている今、経験の浅い教員に対する研修の充実と、中堅教員の育成を含めた学校全体の教育力や組織力の向上を図るために、教員の人材育成に組織的かつ計画的に取り組むことが必要です。

図3 2018年度(平成30年度) 市立小・中学校教員年齢構成〈管理職・再任用を含む〉

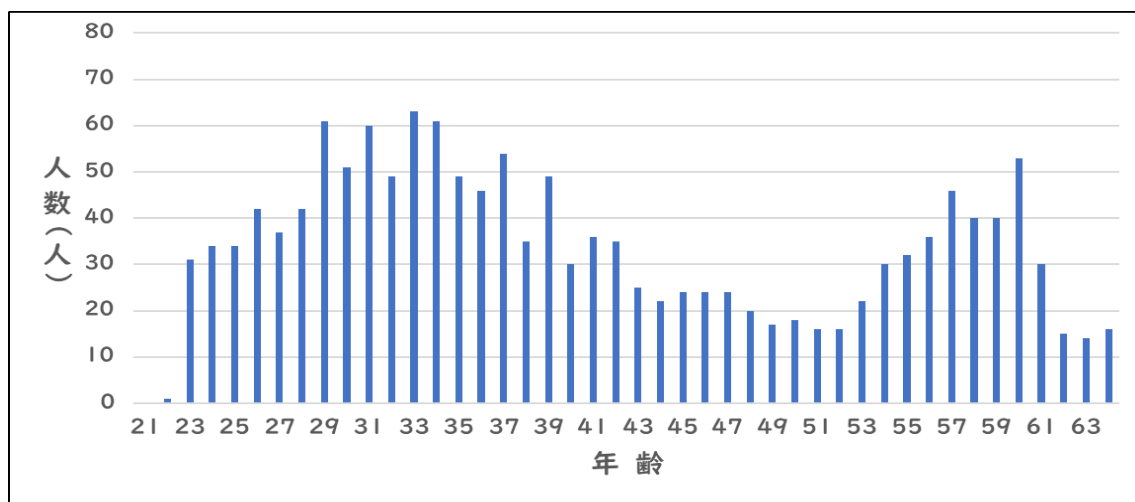
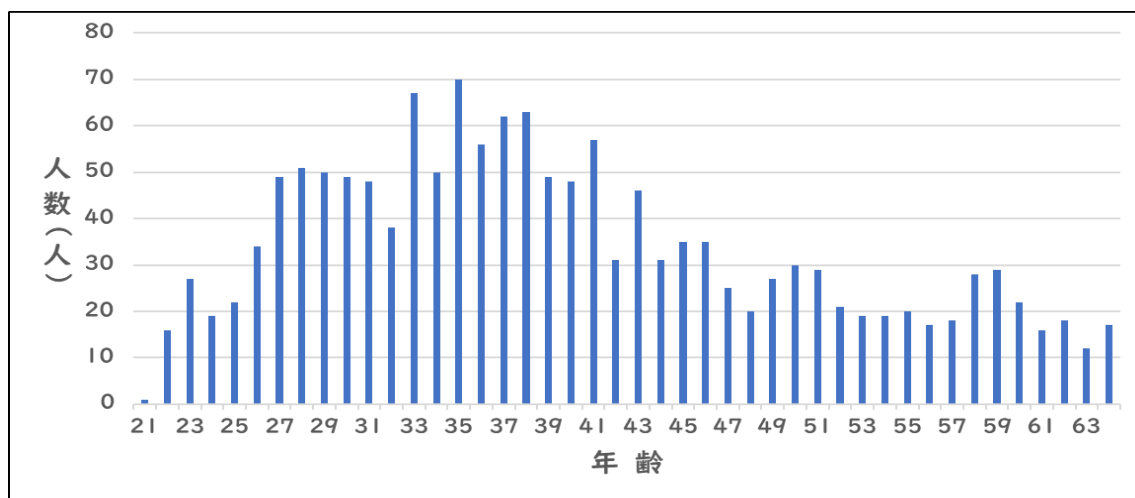


図4 2023年度(令和5年度) 市立小・中学校教員年齢構成〈管理職・再任用を含む〉



3 学習指導要領への対応

2017年(平成29年)3月に告示された学習指導要領⁴は、小学校は2020年度(令和2年度)、中学校は2021年度(令和3年度)から全面実施となりました。

教育の普遍的な目的は、一人ひとりの人格形成と、社会を築いていく担い手を育てていくことです。成長の過程にある子どもたちが、主体的・創造的に過ごすことができるように、学校教育においては基礎的・基本的な学力を育成し、他者と協調する豊かな人間性を養い、たくましく生きる力を育むことが肝要です。

現在の学習指導要領では、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、社会と連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程⁵」の実現をめざしています。

そのため、学校教育の改善・充実の好循環を生みだすカリキュラム・マネジメント⁶の実現や、子どもたちの「生きる力⁷」を育むために、子どもたちが学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、「主体的・対話的で深い学び⁸」となるよう授業改善が求められています。学習内容については、小・中学校とも、言語能力の育成、道徳教育、プログラミング教育⁹、体験活動などの充実を図るとともに、小学校においては、外国語活動¹⁰及び外国語科¹¹が行われています。

また本市では、「プログラミング教育」や「主体的・対話的で深い学び」、「特別の教

⁴ 学習指導要領:学校教育法に基づき、全国どこで教育を受けても、一定水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が、各学校で教育課程を編成する際の基準を定めたもの。おおむね10年に一度改訂される。

⁵ 社会に開かれた教育課程:“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を育むもの。地域と連携・協働しながらめざすべき学校教育を実現するもの。また、これからの社会を創りだしていく子どもたちに、必要な資質・能力が何かを明らかにし、それを学校教育で育成する。

⁶ カリキュラム・マネジメント:子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する学校教育目標を実現するために、教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育課程の質の向上を図っていくことをめざすもの。

⁷ 生きる力:学校教育で子どもたちに身に付けさせたい力の総称のことで、文部科学省が提唱しているもの。基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、「知」「徳」「体」のバランスのとれた力のこと。

⁸ 主体的・対話的で深い学び:教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童生徒の状況に応じて、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするための授業改善のこと。

⁹ プログラミング教育:学習の基盤の一つである情報活用能力の育成を図るため、ICTを活用した学習を推進する取組の一つとして、「コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということ」を体験し、プログラミング的な思考力を育てるとともに、各教科等での学びを確実にするための学習活動のこと。

¹⁰ 外国語活動:学習指導要領において小学校3・4年生で扱い、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成する。

¹¹ 外国語科:学習指導要領において小学校5・6年生で扱い、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。

科道徳¹²」、「外国語」について教員が学ぶ研修講座を開設し、教員の資質及び授業力向上に向けた研修の充実を図っています。



タブレットを活用した授業風景

2020年度(令和2年度)には市立小・中・特別支援学校すべての児童生徒に対して、1人1台端末が整備されたことにより、学習スタイルにも変化がみられています。今後もGIGAスクール構想¹³の実現とともに、各教科等の学習活動において、より活用しやすい情報機器の整備を進めていくことが求められています。

さらに、児童生徒が持つ端末がインターネットにつながっていることが当たり前になったことや、生成AI¹⁴等、新たな技術をどう使うかが求められる時代においては、情報モラルや情報リテラシーに関する教育に、より注力していく必要があります。

4 支援教育の充実

本市では、障がいの「ある」「なし」にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図り、いじめや不登校、学校生活に関する不安等、一人では解決できない課題を抱えて困っている児童生徒へ適切な支援を行うことにより、「ともに学び ともに育つ」学校教育をめざしています。すべての子どもが、その子どもの成長に合わせた学力を身に付けることができるように、様々な取組を進めています。



ふじキュン♡

¹² 特別の教科道徳:2015年(平成27年)3月、学習指導要領が一部改正され、道徳教育は、各教科、総合的な学習の時間や特別活動においても行うものであり、「道徳科」は、それら学校教育全体で行われる道徳教育の「要」として「特別の教科」として位置づけられた。主たる教材として、検定教科書を使用する。

¹³ GIGAスクール構想:1人1台端末、及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。

GIGA=Global and Innovation Gateway for All

¹⁴ 生成AI:学習データをもとに、テキストや画像など新たなデータを生成するAI(人工知能)のこと。

【具体的な取組】

- ① 通常の学級以外に、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、その能力や特性に応じ、個別指導や小集団での学習を行う「特別支援学校¹⁵」「特別支援学級¹⁶」の設置や、通常の学級に在籍し、きこえやことばに課題があったり、集団活動や感情のコントロールに課題があったりする児童を対象とした「通級指導教室」を設置しています。
- ② 各学校では校内支援担当教員等のコーディネーターを中心に、必要に応じて「スクールカウンセラー¹⁷」、「スクールソーシャルワーカー¹⁸」や関係機関とも連携しながら、学校全体で支援する体制をとっています。小学校には、学級担任を持たずに、学校全体の支援を行う「児童支援担当教諭」を全校に配置し、支援体制の充実を図っています。
- ③ 身のまわりのことなどに介助が必要な児童生徒への「介助員」の派遣や、医療的ケア¹⁹を必要とする児童生徒への「学校看護師」の派遣など、人的支援を行っています。
- ④ 日本語の指導を必要とする外国につながるのある児童生徒に対しては、豊かな学校生活が送れるよう、「日本語指導教室²⁰」「国際教室²¹」を設置するとともに、学校に日本語指導員を派遣して、日本語の指導も行っています。
- ⑤ 不登校児童生徒に対しては、カウンセリング、小グループ活動や個別の学習支援を行う「相談支援教室」を設置しています。また、授業時間内に校内の別室等で学習支援を行う学習指導員を派遣し、多様な学びの場の一つとなるよう体制を整えています。併せて、コミュニティ・スクール²²を通して、地域と学校が連携し、登校が難

¹⁵ 特別支援学校：学校教育法第72条に規定されている障がい児等に対する教育を行う学校のこと。本市においては、1962年（昭和37年）に白浜養護学校を開校した。

¹⁶ 特別支援学級：学校教育法第81条に規定されている教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対する教育を行う学級のこと。

¹⁷ スクールカウンセラー：児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有し、いじめや暴力、不登校等の児童生徒が抱える様々な課題について解決を図るため、専門的な知識・経験に基づいて適切に相談に応じる役割を担う職をいう。本市においては、全市立学校に週1日～2日配置している。

¹⁸ スクールソーシャルワーカー：教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童生徒に対して、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく役割を担う職をいう。

¹⁹ 医療的ケア：主治医の指示に基づき、痰の吸引等、日常的に行う医療的生活援助行為のこと。

²⁰ 日本語指導教室：日本語指導が必要な外国につながるのある児童生徒に対して、日本語の基礎・基本的な指導や生活習慣への指導助言を行うことを目的とし、1992年（平成4年）湘南台小学校に市独自に設置した教室。国際教室が設置されていない本市立小・中学校に在籍している児童生徒が通級することができる。

²¹ 国際教室：日本語指導が必要な外国籍児童生徒が校内に5名以上在籍する場合に設置される教室。日本語指導が必要な児童生徒に対して、国際教室で取り出して指導を行ったり、在籍学級に国際教室担当の教員が入ってサポートを行う。

²² コミュニティ・スクール：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づくもので、教育委員会がコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を設置することを通じて、保護者や地域住民等が公立学校の運営に参画することを可能にする仕組みのこと。

しい児童生徒の居場所を校外につくるなどの取組を始めている学校もあります。

成長過程に応じて、様々な困りごとを抱える児童生徒が多くなっており、また、支援内容も複雑化していることから、児童生徒への理解を深めるため、教職員の研修や、特別支援教育を担う教職員の育成を進めるとともに、子どもたち一人ひとりのニーズへの対応を図るため、実態に即した、充実した学校の受け入れ体制の確立や、関係機関等との連携も進めていく必要があります。

本市の共生社会の実現に向け、すべての子どもたちが同じ環境で一緒に学ぶ「インクルーシブ教育²³」をより一層推進することが求められています。

5 学校施設等の整備

本市では、「藤沢市公共施設再整備基本方針」に基づき、学校施設の老朽化の解消、維持保全、環境整備等を計画的に実施するため、2015年（平成27年）3月に「藤沢市立学校施設再整備基本方針」を策定しました。2021年（令和3年）3月には、第1期実施計画の期間終了に伴い、新たな中長期的な視点を取り入れた国の方針に基づき、長寿命化に向けた整備方針についても見直しを行い、「藤沢市立学校施設再整備基本方針～学校施設の長寿命化に向けて～」（以下「基本方針」という。）を改定しています。

この基本方針に基づき、学校施設の安全性を最優先に、老朽化解消の対策、既存施設の適正な管理、運営にかかる各種改修工事の計画的な実施を目的に、「藤沢市立学校施設再整備第2期実施計画」（2021年（令和3年）7月）を策定しました。

老朽化解消の対策として、鵠南小学校の改築事業に取り組み、2024年（令和6年）9月から新校舎での学校生活が始まりました。今後も順次、老朽化解消の優先度が高いものから、改築に向けて着手していきます。また、近年の猛暑に対応するため、空調設備を特別教室²⁴へ設置することや老朽化による更新を順次行うとともに、再整備事業の実施と併せて、体育館への空調設備の設置に向けて検討を始めています。トイレ改修工事も順次実施する中で、更に児童生徒の教育環境の向上を図っています。

今後も、老朽化への対応と時代のニーズに対応した施設整備を、財源確保も含め、計画的に実施していくことが必要です。

²³ インクルーシブ教育：障がいの有無にかかわらず、すべての子どもがともに学べる教育のこと。

²⁴ 特別教室：特定の教科（音楽など）で使用する教室のこと。音楽室・理科室・家庭科室など。

6 教職員の働き方改革の推進

教職員は学習指導をはじめ、生活指導、学級指導、部活動指導と多くの業務に熱心に取り組んでいますが、社会の急激な変化が進む中で、学校が抱える課題はより複雑化・困難化しており、個々の課題に対する対応に時間を要する傾向にあります。2016年度（平成28年度）に行った教職員の勤務実態の調査結果からもその状況が明らかとなり、学校における働き方改革を更に進めていく必要があります。

本市では、2019年（平成31年）3月に「藤沢市立学校教職員の働き方改革基本方針」を策定し、2023年（令和5年）2月に改定をしました。教職員が児童生徒と向き合う時間を確保することや指導の質の向上、学習をはじめとした学校生活の充実を図ることができるよう、「教職員が心身ともに健康を維持し、元気でいきいきと働けること」の実現に向けて、具体的な取組が求められています。また校務のICT化²⁵が進む中、教職員がより活用しやすくなるよう、更なる環境整備や教職員の意識改革が求められています。

今後も、教職員が子どもたちとしっかりと向き合うことができるよう、教職員、学校及び教育委員会が働き方改革の必要性や目的を共有し、それぞれの取り組むべきことを理解し、三者が一体となって取組を進めていく必要があります。また近年、教員志望者の減少や産育休・療休等の代替者が見つからないなど、教員不足が深刻な問題となっています。持続可能な学校指導体制を構築していけるようにするためにも、教職員の働き方改革を着実に進めていくことが重要です。

7 人生100年時代を見据えた生涯学習

本市では、学習を個人的な営みで終わらせず、様々な主体の連携・協働はもちろん、いろいろな背景を有する多様な人々がともに学びあうことで、人と人とのつながりを育み、未来を創造する更なる学びへと発展させていくことを生涯学習の理念としています。

13地区にある市民センターや4市民図書館・11市民図書室においては、「いつでも・どこでも・だれでも」学びたいことを学べる環境を整備するとともに、学びのきっかけづくりや活動の動機づけを行っています。

人生100年時代においては、すべての人がより豊かな人生を楽しむことができるよう、現在有している知識や技能に加えて、時代の変化に応じたスキルを生涯の様々なステージで獲得できるよう学び直し（リカレント教育²⁶）を推進していく必要があります。ま

²⁵ 校務のICT化：効率的な校務処理による業務時間の削減、並びに教育活動の質の向上を目的として整備されたICT環境のこと。

²⁶ リカレント教育：学校教育を修了した後、社会人が再び学校等で受ける教育のこと。職業から離れて行われるものか、職業につきながら行われるものかを問わず、職業に必要とされるスキルを身に付けるためのリスキリングや、職

た、持続可能な地域社会づくりを進めるために、市民自らが担い手として地域運営に主体的に関わることが重要です。生涯学習・社会教育を通じて、地域コミュニティを基盤とし、市民が当事者として地域社会の担い手となり、取組を進めていく必要もあります。

生涯学習は多様な主体とのネットワークづくりに資することから、「人づくり・地域づくり」を念頭に置いた生涯学習活動を推進していくことが求められています。

8 生涯スポーツの推進

本市では、年齢・性別を問わず、幅広い世代の市民がスポーツに親しみ、健康で豊かになるため、地域スポーツ団体、各競技団体と連携し、ライフステージに応じた様々なスポーツ事業を市民に提供しています。

このような中で、市民のスポーツ・レクリエーション活動を更に推進するとともに、障がい者を含む多くの市民が、生涯にわたり参画する仕組みづくりが必要とされています。

また、誰もが継続してスポーツに親しむ機会を確保し、生涯スポーツとして視野を広げる機会としていく必要があります。

健康寿命日本一をめざし、市民が「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」スポーツ活動に親しむことができるよう、インクルーシブ教育の視点を有した取組を、一層推進していくことが求められています。



スポーツまつりふじさわ (キックターゲット)



ふじさわボッチャ競技大会

9 歴史・文化芸術の振興

本市には、多くの有形・無形の文化財が大切に守り受け継がれており、これらは市民の共通の財産として次世代へ向けて保全・継承していくべきものです。また市民がこうした文化財に触れることができる機会を提供するため、展示や公開、講座の開催など

業とは直接的には結びつかない技術や教養等に関する学び直しを含む概念として用いる。

に取り組んできました。今後、こうした文化財の確実な保存に取り組むとともに、積極的な活用を図ることにより、市民が本市の歴史の魅力を感じることができるよう、様々な環境整備等を進める必要があります。

文化芸術活動では、「市民オペラ」といった特色ある活動のほか、様々な場において市民による活発な活動が行われてきました。今後も幅広い年代の方が参加できる鑑賞の機会やワークショップなどの体験を充実させていく必要があります。

こうした取組を通して、市民が地域の魅力を再発見し、郷土への誇りや愛着を醸成していくために、歴史・文化芸術に関する地域資源の更なる活用を推進していくことが求められています。



市民オペラ（魔笛） ©Naoko Nagasawa

10 子ども・若者への必要な支援

本市では、経済的な理由で児童生徒の就学が困難な世帯に対して、就学にかかる費用の一部を援助する就学支援制度の実施や、経済的理由により進学を断念することなく大学等での修学の機会が得られるよう、返済の必要のない給付型奨学金制度を実施しています。

また、中学校卒業後も進路が未決定の子どもたちや、ニート²⁷、ひきこもり等困難を抱える子ども・若者²⁸の社会的な自立に向けて、相談や支援プログラムの実施等の支援を行っています。

子どもの将来が生まれ育った環境によらず、社会的自立ができるよう支援する教育を、関係機関等と連携しながら一層推進していくことが必要です。

さらに昨今の課題である不登校児童生徒やヤングケアラー²⁹への支援についても、関係機関等と連携し、支援体制の整備をしていく必要があります。また、こども家庭庁が進める「こどもまんなか社会³⁰」の実現のため、本市でも、子ども一人ひとりの能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現していくことが求められています。

²⁷ ニート:Not in Employment, Education or Training の略で、厚生労働省の定義では、「非労働力人口のうち、15～34 歳に限定し、家事も通学もしていないその他の者」としている。

²⁸ 子ども・若者:本計画においては、子ども・若者育成支援推進法に基づいて策定された、「子ども・若者育成支援推進大綱」の定義と同様、子どもは18歳まで、若者は18歳から40歳未満の者と定義する。

²⁹ ヤングケアラー:子ども・若者育成支援推進法に定義されており、「家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」のこと。

³⁰ こどもまんなか社会:こども大綱の中で示されており、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。

Ⅰ 学校・家庭・地域の連携・協働

昨今、少子高齢化や地域のつながりの希薄化、生活体験の不足、自然・文化芸術等の体験活動の不足など、家庭・地域の状況の変化を背景に、学校が抱える課題が多様化・複雑化する中、学校だけではなく、社会全体で子どもの育ちを支えていくことが求められています。

本市では、学校・家庭・地域が連携して地域住民との交流や体験活動、地域の見守り活動等を行ったり、学校給食を通して地域生産者と触れ合ったりする活動を行い、地域全体で子どもたちの健やかな成長を支援していけるように取り組んでいます。

今後も学校・家庭・地域及び行政の四者が連携・協働して、地域全体で、次代を担う子どもたちを見守り、支える取組を更に推進していくことが必要です。

加えて、いかに社会が変化しようとも、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、多様な人々と協働して課題を解決していけるよう、取組を進めていくことが求められています。



じゃりんこまつり



目指せ!B リーガー



子ども会議「マイミライ」

第Ⅲ章 課題を踏まえた計画策定への流れ

第4期計画の方向性

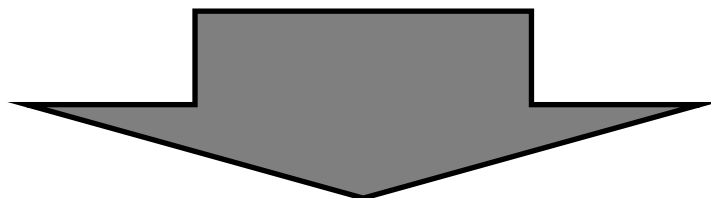
第4期計画の策定にあたり、主な課題と社会情勢の変化について整理を行い、方向性を次のように定めました。

<第3期計画における主な課題>

- ・子どもを取り巻く環境の多様化・複雑化
- ・教員の人材育成・人材確保・組織力の強化
- ・様々なニーズに対応する支援教育の充実
- ・学校施設の老朽化とニーズに対応した教育環境の整備
- ・教職員の多忙化
- ・学びのセーフティネットの構築
- ・人生100年時代を見据えた生涯学習の場づくり
- ・保護者や子どもたちが安心して生活できる地域づくり

<社会情勢の変化>

急速な技術革新 グローバル化の進展 働き方改革の推進 情報過多
学び直し(リカレント教育) 「こどもまんなか社会」の推進 SDGs等



<第4期計画策定に向けた方向性>

第3期計画策定時に、本市における教育の課題を整理し、その解決に向けて多くの取組を実施してきました。計画に位置づけた106事業の自己評価を集計すると、2023年度(令和5年度)末で、目標を上回った事業は5事業、おおむね達成した事業は96事業となっており、一定の成果をあげています。

第4期計画の策定にあたり、基本理念については、「ふじさわ教育大綱」等、本計画と関連する計画との整合性が図られていることから継承することとします。また、3つの目標及び基本方針、施策の柱については、上記の<課題>及び<社会情勢の変化>を踏まえ、新たな課題に対応するため、一部見直すこととしました。

第Ⅳ章 第４期藤沢市教育振興基本計画 基本構想

第４期藤沢市教育振興基本計画体系図

基本
理念

未来を拓く「学びの環」ふじさわ

～ 学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会、ふじさわをめざす～

3
つ
の
目
標

- 1 一人ひとりの夢を育み、未来を拓く子どもを育成する
- 2 多様な学びをつなげる生涯学習ネットワークを構築する
- 3 学校・家庭・地域・行政が連携・協働する子育て、教育支援体制を推進する

5つの基本方針	施策の柱
1 支援教育の理念のもと、 ともに学び、多様な人々と かかわり合いながら 自立する子どもを育成します	1 確かな学力の向上
	2 豊かな心を育む教育の推進
	3 健やかな体を育む教育の推進
	4 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の推進
	5 熱意と指導力のある教員の育成
2 安全・安心で、学びを支える 学校づくりを進めます	1 命を守る教育の推進
	2 安全・安心で快適な学校施設等の整備
	3 学びを支える質の高い教育環境の整備
3 子どもたちの健やかな成長を 支えるため、学校・家庭・地域 の連携・協働を進めます	1 家庭教育の支援
	2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
4 人生100年時代を見据えた 生涯学習社会をめざします	1 人生100年時代を見据えた、生涯学習の充実
	2 多様な学びを支援する図書館活動の推進
	3 健康で豊かなスポーツライフの推進
	4 藤沢の文化財や歴史資料の保存・継承と活用
	5 文化芸術活動の支援
5 すべての子ども・若者への 学びのセーフティネットを 構築します	1 教育の機会均等
	2 子ども・若者の社会的自立を支援する教育の推進
	3 互いの違いを認め合う共生社会をめざし、多様なニーズに応じる学習機会の提供

I 基本理念

未来を拓く「学びの環」ふじさわ

～学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会、ふじさわをめざす～

【基本的な考え方】

本市の教育振興基本計画の基本理念となる「未来を拓く『学びの環』ふじさわ」とは、子どもや若者がいつも夢や希望を持ちながら、他者とともに学び合い、社会に出てからも多様な学習機会に恵まれ、進んで地域社会づくりに参画し、つながりの環が世代を越えて広がる社会の実現をめざすものです。

2016年（平成28年）に策定した「ふじさわ教育大綱」では、学びを通して幸せなまちをつくるという願いから、誰もが学びのネットワークを広げる「学びの環」を掲げています。

また、2022年（令和4年）に改定された「学校教育ふじさわビジョン」では、「子どもたちがともに育つ場をつくりだし『自己の知』『状況の知』『かかわりの知』を育む」という基本理念を掲げ、3つの「知」を育むことで「自ら未来を切り拓く自立したふじさわの子ども」の育成をめざすことを示しています。

さらに「生涯学習ふじさわプラン2026」では、「多様な学びと学びあいから 地域の人がつながり 藤沢の未来を創造する」を基本理念に掲げ、いろいろな背景を有する多様な人々がともに学びあうことで、人と人とのつながりを育み、未来を創造する学びへと発展していくことをめざしています。

今回、第4期計画を策定するにあたり、基本理念は、藤沢市における教育施策推進の基本となるものであり、関連する計画等との整合性が図られていることから引き続き継承します。「未来を拓く『学びの環』ふじさわ」を推進するにあたり、支援教育の視点に立った「ともに学び ともに育つ」学校教育の充実を図りながら、学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会、ふじさわをめざしていきます。



2 3つの目標

目標 1

一人ひとりの夢を育み、未来を拓く子どもを育成する

技術の進歩がめざましく、急速に変化する予測困難な社会の中で、子どもたち自らが未来を切り拓くための力を育成することが求められています。

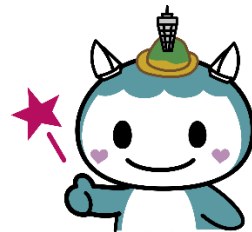
子どもたちがなりたい自分を発見し、その実現に向けて、自ら学び、自ら考え、判断し、行動していく力を育て、それぞれに思い描く幸せ³¹を実現していけるように支援していくことが必要です。

本市では、明日の藤沢を担う子どもたちのために、学校が重点的に取り組むべきことを提案した「学校教育ふじさわビジョン」において、「自己の知：自身を見つめ、自分を理解する力」、「状況の知：周囲の状況を見極め、対応する力」、「かかわりの知：『ひと』『もの』『こと』とかかわる力」の3つの「知」を育み、「自ら未来を切り拓く自立したふじさわの子ども」の育成をめざし、取り組んできました。

学校が子どもたち一人ひとりの夢を育み、確かな学力を育む場所となるため、人的・物的な教育環境を整え、学校教育の質的向上に努め、子どもたちが学校で学んだ様々な事柄を家庭・地域、そして社会で生かせるようにしていくことが大切です。

また、子どもの意見を尊重するため、自分の意見や考えを素直に言える機会や場を確保し、表明した意見や考えを大人が誠実に受け止め、子どもたちと向き合う仕組みを整えることで、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。

いつも夢を持ち、自分や他の人を大切に、困難な状況にあっても粘り強く対処し、自らの未来を切り拓いていくことのできる、藤沢を担う自立した子どもたちを育てていきます。



³¹ 思い描く幸せ：国の第4期教育振興基本計画のコンセプトの1つであるウェルビーイングをさす。ウェルビーイング(Well-being)は、well(よい)とbeing(状態)からなる言葉。経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて生きがいや人生の意義など、将来にわたる持続的な幸福を含む。

目標 2

多様な学びをつなげる生涯学習ネットワークを構築する

本市では、「いつでも、どこでも、だれでも」便利で快適に利用できる場所や情報を提供し、支援する制度等の「学びのネットワーク」を整えてきました。一人ひとりの可能性や意欲を引き出すことで、ともに学ぶ仲間との交流がより深まり、新たな人と人につながる機会となり、「学びの環」が広がっていきます。

この「学びの環」の広がりや、更に豊かな学びの機会を創出するとともに、多くの人が生涯にわたり学ぶ機会を得ることにつながります。

様々な部門との連携を進めていくことで、気軽に参加できる学びの場をつくり、知りたい情報を簡単に入手できる体制や学びを支援する体制を整え、より充実した学びをつくり出すことができます。

このことによって、地域においてともに教え学ぶ機会を持つことができるようになり、互いの学びを分かち合いながら、更なる発展が期待されます。

生涯学習は、人生100年時代において、ライフスタイルの見直しや人生を再設計するための学びのニーズが高まることを見込まれます。市民一人ひとりが生涯にわたって学びの機会を確保し、リカレント教育を通じて新たな一歩を踏み出せるよう、持続可能な生涯学習ネットワークの構築を推進します。



ふじさわパラスポーツフェスタ
(ローリングバレーボール)



歌川広重「東海道五拾三次之内 藤沢」
(浮世絵)

目標 3

学校・家庭・地域・行政が連携・協働する子育て、 教育支援体制を推進する

子どもたち自らが未来を切り拓くための力を育むには、生活に即した実践的な学習や体験が必要です。実践的な学習や体験の場は学校の中だけではなく、家庭や地域の中にもあります。家庭は個人の生活の基本的な場であり、地域はもっとも身近な社会生活の場です。

日常生活の中で、子どもたちが学校で学んだことを実感したり、生かしたり、または家庭や地域から学んだことを学校の学習で確かなものとしていけるような環境づくりが大切です。また、地域の資源や特色を生かした教育活動により、子どもたちの様々な学びの機会が更に充実していくよう、学校・家庭・地域が連携・協働し、持ち味を発揮して取り組んでいくことが大切です。

そのためには、子育てや教育に対して、行政がサポートしていく必要があります。

本市では、これまでも学校・家庭・地域のつながりを大切にした学校・家庭・地域連携推進事業や、地域ごとの特色を生かした公民館活動、子どもたちの安全・安心を確保するための防犯ネットワークや地域のボランティア活動、また2018年度（平成30年度）に発足した「藤沢の子どもたちのためにつながる会³²」の活動など、市民が主体となり、人と人とのつながりを育む活動に積極的に取り組んできました。

今後は「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を進めるため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動³³を一体的に推進することで、子どもたちの豊かな成長と健やかな育ちを支える持続可能な活動に努めます。

多様な価値観やグローバル化の進展により、地域社会が大きく変化する中、多くの人や団体が教育に関わることでできる環境を整え、学校・家庭・地域・行政の四者が連携・協働する子育て、教育支援体制を推進します。



近隣プール施設までの見守り

³² 藤沢の子どもたちのためにつながる会：児童生徒の健全育成をめざし、本市の全市立学校の保護者と教職員が、ともにつながりあい、学びあうことを目的として2018年度（平成30年度）に設立された会。

³³ 地域学校協働活動：高齢者、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことをさす。

3 5つの基本方針と施策の柱

基本方針Ⅰ

支援教育の理念³⁴のもと、ともに学び、多様な人々とかかわり合いながら自立する子どもを育成します

本市では、各学校において特色ある教育課程を編成し、各教科、領域等を通して、子どもたちが確かな学力を身に付け、豊かな心と健やかな体を育む教育活動を推進してきました。また、教育活動の推進にあたっては、「ともに学び ともに育つ」学校教育をめざし、障がいの「ある」「なし」にかかわらず、困りごとを抱えるすべての児童生徒への支援を行う支援教育の充実を図っています。

近年、いじめや不登校、SNS³⁵でのトラブルといった児童生徒を取り巻く課題が多様化・複雑化しているとともに、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあります。このようなことから、引き続き誰一人取り残さない、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援や、共生社会の実現に向けた一人ひとりの能力・可能性を最大限に伸ばす教育を推進していきます。また、世界の現状や社会の変化を自分事として捉え、課題意識を持って仲間と共有しながら、解決に向けて取り組む探究的な学習を進めていきます。

今後も、学習指導要領を踏まえた確かな学力の向上をめざすとともに、熱意と意欲をもち学び続ける教員の育成を図りながら、ともに学び、多様な人々とかかわり合いながら自立する子どもを育成します。



³⁴ 支援教育の理念：障がいの有無に関わらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援・指導を行うこと。

³⁵ SNS: Social Networking Service の略で、インターネット上の社会的ネットワークのことをさす。

施 策 の 柱		施 策 の 柱 の 概 要
1	確かな学力の向上	学習指導要領を踏まえ、子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を培い、主体的に学習に取り組む態度を育成します。
2	豊かな心を育む教育の推進	様々な「ひと」「もの」「こと」にかかわりながら、自己肯定感や、互いに認め合い自分や他の人を大切にする心、困難な状況であっても粘り強く対応する力（レジリエンス ³⁶ ）など、豊かな心や人権感覚が育まれる教育を推進します。また、市全体で力を合わせて、いじめをしない、させない、許さない社会の実現をめざします。
3	健やかな体を育む教育の推進	生涯にわたってたくましく生きるために必要な、健康や体力を育む教育を推進します。
4	一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の推進	一人ひとりの教育的ニーズに合わせた学習環境を整備し、人的支援を行うことにより、適切な指導・支援の充実を図ります。
5	熱意と指導力のあ る教員の育成	「藤沢市立学校教職員人材育成基本方針」に基づくキャリアステージごとの研修や様々な教育課題等に対応した研修、授業研究への支援を行い、教員の資質向上・授業力向上に努め、熱意と意欲をもち学び続ける教員の育成を図ります。



³⁶ レジリエンス:resilience は「回復力」「復活力」「弾性」などの意味を持つ。心理学でも登場する概念であり、単にストレスへの耐性ではなく、困難に直面しても不利な状況から再起できる力を表す。

基本方針 2

安全・安心で、学びを支える学校づくりを進めます

2011年(平成23年)3月に起きた東日本大震災を教訓に、子どもたちが安全・安心な環境で学習できるように学校施設の整備を図るとともに、自らの命を守るための教育を推進してきました。

また、近年の猛暑に対応するための空調設備整備や、教育のICT化³⁷に伴う教育情報機器の整備を進めてきているところです。

さらに、子どもたちの学びを支えるためには、教職員が子どもたちとしっかり向き合うことができるように、教職員の多忙化解消など環境整備を図ることも大切です。

今後も、子どもたちが安全・安心で快適な教育環境で学べるように物的条件整備を図るとともに、教職員が危機管理意識を高め、地域と連携しながら災害や事故、犯罪に対する適切な対応策を整備することにより、子どもたちが自らの命を守ることでできる防災教育や防犯教育等を推進します。また、教育のICT化や教職員の働き方改革を推進し、質の高い教育環境の整備を図り、学びを支える学校づくりを進めます。

施策の柱		施策の柱の概要
1	命を守る教育の推進	教職員が危機管理意識を高め、地域と連携しながら災害や事故、犯罪に対する適切な対応策を整備することにより、子どもたちが自らの命を守ることでできる防災教育や防犯教育等を推進します。
2	安全・安心で快適な学校施設等の整備	子どもたちが、安全・安心でより快適な教育環境の中で学ぶことができるように、施設・設備の老朽化への対応や環境整備など学校施設等の整備を計画的に進めます。
3	学びを支える質の高い教育環境の整備	子どもたち一人ひとりの学びを支えるため、教育的ニーズに応じた教育環境の整備や学校ICTの充実等の物的条件整備を進めます。また、教職員が子どもたちとしっかり向き合うことができるように教職員の働き方改革を推進します。加えて、次代を担う藤沢の子どもたちにとって、更に充実した学校教育が行えるよう、学校適正規模・適正配置の取組を進めるなど、質の高い教育環境の整備を図ります。

³⁷ 教育のICT化:教育にパソコンやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術を活用したもの。

基本方針 3

子どもたちの健やかな成長を支えるため、学校・家庭・地域の連携・協働を進めます

国は第4期教育振興基本計画において、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など家庭を取り巻く環境が変化する中で、子育てに不安を持つ保護者も多く、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっていると指摘しています。

本市においては、子育て支援の充実や、豊かな心を育む教育環境の整備、配慮を必要とする子ども・家庭への支援などを通して、家庭教育の支援をしています。

また、学校・家庭・地域が相互に連携・協力しながら、地域住民とのふれあいや地域における様々な体験活動を通して、子どもたちの健やかな成長を支援しているところです。

子どもたちの健やかな成長を支えるために、子ども・保護者・地域が交流できる機会を設け、学びあい、安心して子育てができるよう、家庭教育の支援をするとともに、人とのつながりを大切にしながら、学校・家庭・地域の連携・協働を進めます。

施策の柱		施策の柱の概要
1	家庭教育の支援	子ども・保護者・地域が交流できる機会や場を設け、学びあい、安心して子育てができるよう、家庭教育の支援をします。
2	学校・家庭・地域の連携・協働の推進	人の絆やつながりを大切にしながら、次代を担う子どもたちが健やかに成長するよう学校・家庭・地域の連携・協働の下、地域での教育活動や子どもたちの生活、環境支援を推進します。またコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図ります。



片瀬漁港見学見守り



ミシンボランティア

基本方針 4

人生100年時代を見据えた生涯学習社会をめざします

人々が活力を持って生きていくには、自ら人生の設計図を描き、生涯にわたって学び続け、地域活動や仕事を通じて活躍できる仕組みを創出することが求められます。

様々な主体の連携・協働はもちろん、いろいろな背景を有する多様な人々がともに学びあうことで、人と人とのつながりを育み、更なる学びへ発展していくことが、本市の生涯学習の基本であると考えています。

こうしたことを踏まえ、「いつでも・どこでも・だれでも」学びたいことを学ぶことのできる環境を整備し、多様なネットワークを活用した「学び」と「活動」の循環を形成する体制づくりの充実を図ることで、一人ひとりの学びから地域の人がつながり藤沢の未来を創造できるよう、人生100年時代を見据えた生涯学習社会をめざします。

施策の柱		施策の柱の概要
1	人生100年時代を見据えた、生涯学習の充実	人生100年時代を見据え、すべての人が地域で生き生きと活動できるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築、多様な主体との連携による学習活動を推進し、持続可能な学びの機会の充実を図ります。
2	多様な学びを支援する図書館活動の推進	すべての人が生涯を通じて、学ぶ楽しさや知る喜び、役立つ情報、深い思索、やすらぎ・ふれあいを得られるよう図書館活動を充実させるとともに、学校との連携を進め、多様な学びを支援します。
3	健康で豊かなスポーツライフの推進	「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」多様なスポーツ活動に親しむことができ、生涯にわたって、明るく豊かなスポーツライフを支えるための取組を推進します。また、「する」「観る」「支える」スポーツを更に推進し、将来にわたるまちのにぎわいの創出、経済の活性化、地域交流の促進へと繋げることができるよう、スポーツ施策を進めます。

4	藤沢の文化財や歴史資料の保存・継承と活用	藤沢市にある文化財や歴史資料について、適切な保存や継承を図るとともに、これら市の財産を広く市民に周知・活用することで、藤沢への興味・関心を醸成します。
5	文化芸術活動の支援	市民が広く文化芸術に触れる機会や場を増やし、地域に根差した文化芸術活動の充実のための支援を進めます。



市民図書館



市民オペラ ©Naoko Nagasawa



絵画ワークショップ



BMXワールドカップ江の島



市指定文化財 南鍛冶山遺跡人面墨書土器

基本方針 5

すべての子ども・若者への学びのセーフティネットを構築します

本市では、子どもと子育て家庭に係る福祉や教育等の施策の充実に向けて、関係部署や関係機関等と連携し、必要な人に必要な支援が届くように努めています。

誰もがお互いを認め合い、人を思いやることのできる社会をめざし、子ども・若者が未来に夢や希望を持って成長していくことができるよう、誰一人取り残さない教育の機会の保障が図られるように取り組みます。また、社会的自立をめざすことができるように自己の生き方や働き方について考えを深め、様々な知識やスキルを身に付けられるよう支援します。さらに、いかなる国籍・民族・文化・性別等や家庭環境であっても、子ども・若者が安心して学びに向き合えるよう、多様なニーズに応じる学習の機会を提供するなど、すべての子ども・若者への学びのセーフティネットを構築し、持続可能な教育をめざします。

施 策 の 柱		施 策 の 柱 の 概 要
1	教育の機会均等	子どもたちが家庭の経済状況等によらず、自らの可能性を高め、それぞれの夢に向かって挑戦できるように、家庭の教育費負担の軽減を図ります。
2	子ども・若者の社会的自立を支援する教育の推進	子ども・若者が自己の生き方や働き方について考えを深め、様々な知識やスキルを身に付けて社会的自立ができるように支援することを、関係部署や関係機関等と連携しながら推進します。
3	互いの違いを認め合う共生社会をめざし、多様なニーズに応じる学習機会の提供	いかなる国籍・民族・文化・性別等や家庭環境であっても、子ども・若者が安心して学びに向き合えるよう、多様なニーズに応じる学習の機会を提供します。



第Ⅴ章 基本方針ごとの実施事業

Ⅰ 体系図（実施事業）

<基本理念>

未来を拓く「学びの環」ふじさわ

～ 学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会、ふじさわをめざす ～

<3つの目標>

- 1 一人ひとりの夢を育み、未来を拓く子どもを育成する
- 2 多様な学びをつなげる生涯学習ネットワークを構築する
- 3 学校・家庭・地域・行政が連携・協働する子育て、教育支援体制を推進する

基本方針Ⅰ 支援教育の理念のもと、ともに学び、多様な人々とかかわり合いながら自立する子どもを育成します

施策の柱		実施事業
1	確かな学力の向上	1 教育課程推進事業 2 国際教育関係事業 3 教育研究事業 4 教育 ICT 推進事業
2	豊かな心を育む教育の推進	1 人権・環境・平和教育推進事業 2 いじめ暴力防止対策事業 3 ハヶ岳野外体験教室事業 4 学校図書館運営事業 5 中学校部活動関係事業
3	健やかな体を育む教育の推進	1 学校給食をとおしての食育推進事業 2 中学校給食運営事業 3 子どもの体力向上対策事業 4 中学校部活動関係事業（再掲）
4	一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の推進	1 特別支援教育推進事業 2 学校教育相談センター事業 3 不登校児童生徒対策支援事業 4 児童生徒指導支援体制充実事業 5 学習支援事業 6 新入生サポート事業 7 幼稚園・保育所・小学校・中学校・特別支援学校連携推進事業 8 子ども発達支援事業
5	熱意と指導力のある教員の育成	1 各教科等研究研修事業 2 学校訪問事業 3 教職員人材育成事業 4 教育文化事業

基本方針Ⅱ 安全・安心で、学びを支える学校づくりを進めます

施策の柱		実施事業
1	命を守る教育の推進	1 防災教育推進事業 2 安全教育推進事業 3 救命普及啓発推進事業 4 応急手当普及啓発推進事業
2	安全・安心で快適な学校施設等の整備	1 学校安全対策事業 2 通学路安全対策推進事業 3 防災資機材等の整備事業 4 学校施設環境整備事業（空調設備整備） 5 学校施設環境整備事業（グラウンド等整備） 6 学校施設環境整備事業（トイレ改修整備） 7 学校施設維持保全事業 8 学校施設再整備事業
3	学びを支える質の高い教育環境の整備	1 特別支援教育整備事業 2 学校ICT環境整備事業 3 教職員の働き方改革推進事業 4 学校適正規模・適正配置推進事業

基本方針3 子どもたちの健やかな成長を支えるため、学校・家庭・地域の連携・協働を進めます		
施策の柱		実施事業
1	家庭教育の支援	1 マタニティクラス事業 2 子育てふれあいコーナー事業 3 地域子育て支援センター事業 4 つどいの広場事業 5 放課後児童健全育成事業 6 地域の縁側事業 7 PTA育成支援事業
2	学校・家庭・地域の連携・協働の推進	1 学校・家庭・地域連携推進事業 2 中学校部活動の地域展開・地域連携事業 3 地産地消の充実事業 4 地域における防犯対策事業(こども110番) 5 ジェンダー平等・男女共同参画事業 6 非行防止推進活動事業 7 放課後子ども教室推進事業 8 プレコンセプションケア(思春期健康)の推進事業

基本方針4 人生100年時代を見据えた生涯学習社会をめざします		
施策の柱		実施事業
1	人生100年時代を見据えた、生涯学習の充実	1 生涯学習推進事業 2 市民センター生涯学習事業
2	多様な学びを支援する図書館活動の推進	1 総合市民図書館運営管理事業 2 総合市民図書館整備事業 3 図書館情報ネットワーク事業 4 子ども読書活動推進事業 5 点字図書館事業
3	健康で豊かなスポーツライフの推進	1 健康づくり推進事業 2 生涯スポーツ活動推進事業 3 競技スポーツ推進事業 4 地域特性活性化推進事業 5 スポーツ施設整備事業 6 インクルーシブスポーツ事業 7 スポーツサポート事業
4	藤沢の文化財や歴史資料の保存・継承と活用	1 文化財保護事業 2 文化財収蔵庫整備事業 3 歴史資料公開活用事業 4 ふじさわ宿交流館運営事業 5 藤澤浮世絵館運営事業
5	文化芸術活動の支援	1 市民ギャラリー運営事業 2 芸術文化振興事業 3 アートスペース運営事業

基本方針5 すべての子ども・若者への学びのセーフティネットを構築します		
施策の柱		実施事業
1	教育の機会均等	1 要保護準要保護児童・生徒援助事業 2 奨学金給付事業 3 教育応援基金事業 4 子どもの学習・生活支援事業 5 幼児教育振興助成事業 6 幼稚園利用者に対する保育料軽減事業 7 幼稚園等預かり保育推進事業
2	子ども・若者の社会的自立を支援する教育の推進	1 技能職体験事業 2 障がい者就労支援事業 3 若年者就労支援事業 4 自立支援推進事業 5 自立支援推進事業(就労支援)
3	互いの違いを認め合う共生社会をめざし、多様なニーズに応じる学習機会の提供	1 いじめ防止啓発関連事業 2 多文化共生推進事業 3 日本語を母語としない児童生徒への支援事業 4 多国籍児童生徒就学支援事業

2 実施事業一覧

No	事業 コード	実施事業	担当課	掲載頁
【基本方針1】 支援教育の理念のもと、ともに学び、多様な人々とかかわり合いながら自立する子どもを育成します				
1	111	教育課程推進事業	教育指導課	32
2	112	国際教育関係事業	教育指導課	32
3	113	教育研究事業	教育指導課	33
4	114	教育ICT推進事業	教育総務課・教育指導課	33
5	121-1	人権・環境・平和教育推進事業	教育指導課	34
6	121-2		人権男女共同平和国際課	34
7	121-3		環境事業センター	35
8	122	いじめ暴力防止対策事業	教育指導課	35
9	123	ハケ岳野外体験教室事業	教育総務課	35
10	124	学校図書館運営事業	教育指導課	36
11	125	中学校部活動関係事業	教育指導課・教育総務課	36
12	131	学校給食をとおしての食育推進事業	学校給食課・教育指導課	37
13	132	中学校給食運営事業	学校給食課	37
14	133	子どもの体力向上対策事業	教育指導課	37
15	134	中学校部活動関係事業(再掲)	教育指導課・教育総務課	38
16	141	特別支援教育推進事業	教育指導課	38
17	142	学校教育相談センター事業	教育指導課	38
18	143	不登校児童生徒対策支援事業	教育指導課	39
19	144	児童生徒指導支援体制充実事業	教育指導課・学務保健課	39
20	145	学習支援事業	教育指導課	39
21	146	新入生サポート事業	学務保健課	40
22	147	幼稚園・保育所・小学校・中学校・特別支援学校連携推進事業	教育指導課・保育課	40
23	148	子ども発達支援事業	こども家庭センター	40
24	151	各教科等研究研修事業	教育指導課	41
25	152	学校訪問事業	教育指導課	41
26	153	教職員人材育成事業	教育指導課	41
27	154	教育文化事業	教育指導課	42
【基本方針2】 安全・安心で、学びを支える学校づくりを進めます				
28	211-1	防災教育推進事業	教育指導課	43
29	211-2		災害対策課	43
30	212	安全教育推進事業	教育指導課	43
31	213	救命普及啓発推進事業	教育指導課	44
32	214	応急手当普及啓発推進事業	救急救命課	44
33	221	学校安全対策事業	教育総務課・学校施設課	44
34	222	通学路安全対策推進事業	学務保健課・防犯交通安全課・道路整備課・道路維持課	45
35	223	防災資機材等の整備事業	教育総務課・防災政策課	45
36	224	学校施設環境整備事業(空調設備整備)	学校施設課	45
37	225	学校施設環境整備事業(グラウンド等整備)	学校施設課	45
38	226	学校施設環境整備事業(トイレ改修整備)	学校施設課	46
39	227	学校施設維持保全事業	学校施設課	46
40	228	学校施設再整備事業	学校施設課	46
41	231	特別支援教育整備事業	教育指導課	47
42	232	学校ICT環境整備事業	教育総務課	47
43	233	教職員の働き方改革推進事業	教育総務課・教育指導課・学務保健課	48
44	234	学校適正規模・適正配置推進事業	教育総務課	48
【基本方針3】 子どもたちの健やかな成長を支えるため、学校・家庭・地域の連携・協働を進めます				
45	311	マタニティクラス事業	親子すこやか課	49
46	312	子育てふれあいコーナー事業	親子すこやか課	49
47	313	地域子育て支援センター事業	親子すこやか課	49
48	314	つどいの広場事業	親子すこやか課	50
49	315	放課後児童健全育成事業	青少年課	50
50	316	地域の縁側事業	地域福祉推進課	50
51	317	PTA育成支援事業	教育総務課	50

No	事業 コード	実施事業	担当課	掲載頁
52	321	学校・家庭・地域連携推進事業	教育総務課	51
53	322	中学校部活動の地域展開・地域連携事業	教育指導課・スポーツ推進課・文化芸術課・生涯学習総務課	51
54	323	地産地消の充実事業	学校給食課	51
55	324	地域における防犯対策事業(こども110番)	防犯交通安全課	52
56	325	ジェンダー平等・男女共同参画事業	人権男女共同平和国際課	52
57	326	非行防止推進活動事業	青少年課	52
58	327	放課後子ども教室推進事業	青少年課	52
59	328	プレコンセプションケア(思春期保健)の推進事業	親子すこやか課	53
【基本方針4】 人生100年時代を見据えた生涯学習社会をめざします				
60	411	生涯学習推進事業	生涯学習総務課	54
61	412	市民センター生涯学習事業	生涯学習総務課・市民センター	54
62	421	総合市民図書館運営管理事業	総合市民図書館	55
63	422	総合市民図書館整備事業	総合市民図書館	55
64	423	図書館情報ネットワーク事業	総合市民図書館	55
65	424	子ども読書活動推進事業	総合市民図書館	56
66	425	点字図書館事業	総合市民図書館	56
67	431	健康づくり推進事業	健康づくり課	56
68	432	生涯スポーツ活動推進事業	スポーツ推進課	57
69	433	競技スポーツ推進事業	スポーツ推進課	57
70	434	地域特性活性化推進事業	スポーツ推進課	57
71	435	スポーツ施設整備事業	スポーツ推進課	58
72	436	インクルーシブスポーツ事業	スポーツ推進課	58
73	437	スポーツサポート事業	スポーツ推進課	58
74	441	文化財保護事業	郷土歴史課	59
75	442	文化財収蔵庫整備事業	郷土歴史課	59
76	443	歴史資料公開活用事業	郷土歴史課	59
77	444	ふじさわ宿交流館運営事業	郷土歴史課	60
78	445	藤澤浮世絵館運営事業	郷土歴史課	60
79	451	市民ギャラリー運営事業	文化芸術課	61
80	452	芸術文化振興事業	文化芸術課・(公財)藤沢市みらい創造財団	61
81	453	アートスペース運営事業	文化芸術課	61
【基本方針5】 すべての子ども・若者への学びのセーフティネットを構築します				
82	511	要保護準要保護児童・生徒援助事業	学務保健課	62
83	512	奨学金給付事業	教育総務課	62
84	513	教育応援基金事業	教育総務課	62
85	514	子どもの学習・生活支援事業	地域福祉推進課	63
86	515	幼児教育振興助成事業	保育課	63
87	516	幼稚園利用者に対する保育料軽減事業	保育課	63
88	517	幼稚園等預かり保育推進事業	保育課	64
89	521	技能職体験事業	産業労働課	64
90	522	障がい者就労支援事業	産業労働課	64
91	523	若年者就労支援事業	産業労働課	65
92	524	自立支援推進事業	生活援護課	65
93	525	自立支援推進事業(就労支援)	生活援護課	65
94	531	いじめ防止啓発関連事業	人権男女共同平和国際課	66
95	532	多文化共生推進事業	人権男女共同平和国際課	66
96	533	日本語を母語としない児童生徒への支援事業	教育指導課	66
97	534	外国籍児童生徒就学支援事業	学務保健課	67

※担当部・担当課名については、2025年4月 組織改正後の表記としています。

3 実施事業

基本方針 Ⅰ

支援教育の理念のもと、ともに学び、多様な人々とかかわり合いながら自立する子どもを育成します

施策の柱 Ⅰ

確かな学力の向上

学習指導要領を踏まえ、子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を培い、主体的に学習に取り組む態度を育成します。

事業コード・事業名	ⅠⅠⅠ	教育課程推進事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・学習指導要領に則り、各学校において、学校や地域の実態を踏まえた創意工夫ある教育課程実施のため、特色ある教育課程を編成する。 ・「学校教育ふじさわビジョン」の理念に沿った学校教育目標の具現化を図ることにより、実りある教育の実践を推進する。	
事業内容	・各教科等における教育実践への支援を行う。 ・学校の教育活動について学校評価を行う。	
計画における方向性	・指導主事の学校訪問や研修等により、各教科等における指導方法の工夫改善と支援・指導の充実を図る。 ・学校評価が次年度の教育計画に生かせるよう、必要に応じて支援を行う。	

事業コード・事業名	ⅠⅠⅡ	国際教育関係事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・広く国際的な視野に立って物事を考え、行動できる児童生徒を育成する。 ・外国語教育・国際理解教育を充実させる。	
事業内容	・業務委託により外国語指導講師（FLT）を小・中学校に派遣し、外国語活動や外国語（英語）の授業、生きた英語に触れる体験を通して、児童生徒の異文化への理解やコミュニケーションに対する興味・関心を高める。 ・外国語教育担当者会を実施し、小・中学校の外国語教育について、指導方法等に関する研修を進め、各学校の指導の充実に向けた支援をするとともに小・中学校の連携を図る。 ・国際理解協力員を小・特別支援学校に派遣し、ふれあい体験を通して、異文化やコミュニケーションに対する興味・関心、共生への理解を深める。	
計画における方向性	・「藤沢市立学校国際教育運営指針」に基づき、外国語教育・国際理解教育の充実を図る。	

事業コード・事業名		113	教育研究事業
担当部・担当課		教育部	教育指導課
事業目的	・教育課程開発及び授業についての実践的研究や研修を行い、教師の指導力を高め、小・中・特別支援学校の教育内容・指導方法の改善・充実を図る。 ・藤沢市小・中学校教育研究会等と連携した取組を通して教育活動の充実を図る。		
事業内容	・教育課題調査、各教科・領域等の研究部会の開催と研究成果の報告、提案 ・小学校3・4年生用教材として、社会科資料集「ふじさわ」を編集・発刊 ・児童生徒・市民の科学的探究心の啓発を図るための「藤沢市総合かがく展」の開催 ・学習指導要領(理科)に位置づけられる「地球と宇宙」への興味・関心を高めるためのプラネタリウム学習利用の実施		
計画における方向性	・教育課題調査研究部会及び各教科・領域等の研究部会において、今後も継続的かつ実践的な研究を行い、教職員に対し広く発信していく。 ・児童生徒の学習の理解を深める教材開発の充実を図る。 ・藤沢市総合かがく展、プラネタリウム学習利用等を活用し、児童生徒の自然科学への関心を高め、探究心を養えるような取組の充実を図る。		

事業コード・事業名		114	教育ICT推進事業
担当部・担当課		教育部	教育総務課・教育指導課
事業目的	・ICT機器等を活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実		
事業内容	・GIGAスクール構想に基づくICT機器等の環境整備を行う。 ・1人1台端末をはじめとするICT機器等について、個別最適な学びと協働的な学びの充実に資するためにも、更なる活用促進を図る。		
計画における方向性	・教職員に対してICT研修を実施し、教職員のICTを活用した指導力の向上を図る。 ・タイピングソフト等の活用による児童生徒の情報活用能力の育成 ・計画訪問等での研究授業や研究協議を通して、授業のねらいや目的・場面に応じたICT機器、デジタル教科書等の効果的な活用の指導・助言を行う。		

施策の柱 2

豊かな心を育む教育の推進

様々な「ひと」「もの」「こと」にかかわりながら、自己肯定感や、互いに認め合い自分や他の人を大切にする心、困難な状況であっても粘り強く対応する力（レジリエンス）など、豊かな心や人権感覚が育まれる教育を推進します。また、市全体で力を合わせて、いじめをしない、させない、許さない社会の実現をめざします。

事業コード・事業名	121-1	人権・環境・平和教育推進事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・すべての児童生徒一人ひとりを大事にすること、児童生徒の環境に対する豊かな感受性を培い、自ら環境を守っていこうとする意識を育むこと、平和的な国家及び持続可能な社会の形成者としての資質の育成を図ることを目的として、人権・環境・平和教育を推進する。	
事業内容	・教職員を対象とした人権・環境・平和教育に関する担当者会の開催 ・人権教育移動教室の実施 ・子どもの権利条約リーフレット及びスクール・セクシュアル・ハラスメント等防止リーフレットの作成・配付 ・小学校におけるモビリティ・マネジメント教育の推進 ・各学校の取組をまとめた「実践・活動の記録集」の作成・配付	
計画における方向性	・各学校の人権・環境・平和に関する教育の充実をめざし、平和的な国家及び持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力の育成を図る。その際、SDGsの視点を踏まえる。	

事業コード・事業名	121-2	人権・環境・平和教育推進事業
担当部・担当課	企画政策部	人権男女共同平和国際課
事業目的	・「ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針」の基本理念に基づき、人権尊重の精神が社会や生活の中に定着し、豊かな心が育まれるよう啓発活動の推進を図る。 ・「藤沢市核兵器廃絶平和都市宣言」及び「藤沢市核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例」の趣旨に基づき、戦争や核兵器の悲惨さを伝え、平和の尊さを学ぶための平和学習を推進する。	
事業内容	・教育委員会や他課と連携し、人権意識を高める講演会等の啓発事業を実施する。 ・人権擁護委員会と連携し、自分や他の人を大切にする心が育まれるよう「人権の花運動」、「中学生人権作文コンテスト」、「人権教室出前授業」等を実施する。 ・次代を担う青少年を被爆地広島・長崎に派遣する平和学習広島・長崎派遣プログラムを実施する。 ・国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館のオンライン平和学習「ピースネット」により、オンラインにて被爆体験講話会を実施する。	
計画における方向性	・様々な機関と連携し、自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができる人権教育・人権啓発を推進する。 ・市民一人ひとりが日常生活の中で、平和について考え・行動するという「平和文化」を根付かせ、平和意識を醸成する。	

事業コード・事業名	121-3	人権・環境・平和教育推進事業
担当部・担当課	環境部	環境事業センター
事業目的	・小学校4年生の学童期及び保育園・幼稚園児の幼年期に、環境啓発・環境教育を実施することで、循環型社会の実現に対する意識の向上を図る。	
事業内容	・小学校4年生及び保育園・幼稚園児を対象に、ごみの排出抑制や減量、再使用、再生利用といった「3R」の推進を図るため、ごみの減量・資源化の重要性・必要性について、塵芥収集車の仕組みや課題に関するパネルを使用した説明等、「環境啓発・環境教育」を行う。	
計画における方向性	・公立小学校35校の小学校4年生及び私立小学校の児童、保育園・幼稚園の園児等に対し、ごみの減量・資源化の重要性・必要性をはじめ、食品ロス、海洋プラスチック、地球温暖化問題等、わかりやすく親しみやすい体験学習会を開催する。	

事業コード・事業名	122	いじめ暴力防止対策事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・いじめや暴力の未然防止、早期発見・早期対応や相談体制の充実に図り、具体的な施策を推進するとともに、教職員、児童生徒、保護者等に対して、いじめ防止の意識啓発を図る。	
事業内容	・いじめ問題対策連絡協議会の設置及び運営 ・藤沢市いじめ問題調査委員会の設置 ・いじめ防止対策担当スクールカウンセラー及びスクールロイヤーを配置し、学校等に支援を行う。 ・いじめ相談ホットライン、いじめ相談メール、藤沢市子ども相談フォームの運営 ・いじめ防止教室の提供 ・学校生活アンケートの実施 ・中学生いじめ防止対策報告会「Stopいじめ!中学生の集い in ふじさわ」の開催 ・体罰調査の実施 ・各校の担当者及び希望する学校の教職員を対象としたいじめ防止研修会の実施	
計画における方向性	・各事業が児童生徒にとってより実効性のあるものになるよう見直しを行い、いじめや暴力の防止対策の具体的な施策を実施する。 ・「藤沢市子どもをいじめから守る条例」に基づき、いじめ防止対策を推進する。 ・いじめ防止啓発リーフレット等の配付及び改訂等を検討する。	

事業コード・事業名	123	ハケ岳野外体験教室事業
担当部・担当課	教育部	教育総務課
事業目的	・自然に恵まれたハケ岳周辺で行う体験活動を通じて、児童生徒の豊かな人格を育む。	
事業内容	・ハケ岳の大自然のなか、多くの児童生徒が野外体験をできるよう、教育施設としての充実に図る。(施設の維持管理、指定管理者による施設の管理運営、学校利用に係る公費負担) ・市民団体等の野外体験施設としての利用に供する。	
計画における方向性	・様々な体験学習や宿泊による共同生活を通して、児童生徒の社会性を培い、人間性を育む機会を提供する。	

事業コード・事業名		124	学校図書館運営事業
担当部・担当課		教育部	教育指導課
事業目的	・児童生徒の読書活動の充実と学校図書館の活性化を図る。 ・市立小・中学校の学校図書館に、「学校図書館専門員」を置き、学校図書館運営指針に基づき、学校図書館機能の充実を図る。 ・児童生徒がより多くの本と出会う機会を増やすために、公立図書館との連携を図る。		
事業内容	・司書教諭(学校図書館担当者)と学校図書館専門員等、学校図書館に関わる人を対象とした連絡会や研修会等の実施 ・学校図書館の活用方法や指導方法についての情報提供 ・総合市民図書館と連携した読書環境の充実		
計画における方向性	・読書センター・学習センター・情報センター・児童生徒の心の居場所としての機能やラーニング・コモンズの考え方の浸透を図る。 ・連絡会や研修会の内容を公立図書館の職員と共有し、更なる連携を図る。		

事業コード・事業名		125	中学校部活動関係事業
担当部・担当課		教育部	教育指導課・教育総務課
事業目的	・各校の部活動が適切に実施されるための支援を行い、生徒一人ひとりの個性の伸長や健全な心身の育成、責任感や連帯感の涵養等を図る。		
事業内容	・部活動指導員及び外部指導者の配置 ・吹奏楽用楽器の整備 ・課外活動補助金の交付		
計画における方向性	・「藤沢市の部活動の在り方に関する方針」に基づき、各中学校における部活動の適切な実施を推進するとともに、社会情勢を鑑みた部活動の在り方について検討し、適宜見直していく。		

施策の柱 3

健やかな体を育む教育の推進

生涯にわたってたくましく生きるために必要な、健康や体力を育む教育を推進します。

事業コード・事業名	131	学校給食をととしての食育推進事業
担当部・担当課	教育部	学校給食課・教育指導課
事業目的	・学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行い、日常生活における食事について正しい理解を深め、望ましい食習慣を養い、生涯にわたって健やかに生きるための基礎を培う。	
事業内容	・「藤沢市立学校食育運営指針」に基づき、学校における食育の充実を図る。 ・「食に関する指導の全体計画」に基づく授業実施や学校給食を通じて、食育を推進する。 ・学校給食を活用した食材の紹介や体験学習を通して、食育への理解と関心を深める。 ・学校給食におけるアレルギー対応の実践と、その理解を深める。	
計画における方向性	・家庭との連携を図りつつ、学校においても積極的に食育の推進を行う。 ・学校給食を活用した食育を推進し、日常生活において望ましい食習慣や生涯にわたって健康的な生活を送るための自己管理能力を養えるよう、食に関する指導を実践する。 ・アレルギー事故を防止し、安全な給食を提供できるよう対応を図る。	

事業コード・事業名	132	中学校給食運営事業
担当部・担当課	教育部	学校給食課
事業目的	・成長期にある生徒に栄養バランスのとれた食事を提供し、望ましい食習慣の育成及び食育の推進を図る。	
事業内容	・家庭のニーズやライフスタイルなどに合わせて利用しやすいよう、弁当持参とデリバリー方式の給食を選択制として実施する。 ・「藤沢市立学校食育運営指針」に基づき、学校における食育の充実を図る。	
計画における方向性	・調理委託業者との連携をとり、より安定した供給ができる体制の構築を行う。 ・アンケート等を通じて、利用者の声を聞きながら、より利用しやすい給食体制を図る。 ・給食や給食だより等とおし、食育情報の提供を行う。	

事業コード・事業名	133	子どもの体力向上対策事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・児童生徒の健康・体力づくりに関する取組を推進する。	
事業内容	・小学校5年生と中学校2年生を対象に「体力・運動能力テスト」の実施 ・体力・運動能力テストの結果を基にした、子どもの体力の分析、及び体力向上のための方策の検討	
計画における方向性	・全種目について、本市立学校を対象に、継続して体力・運動能力テストを実施する。 ・測定方法や分析方法等について、国や県の動向を踏まえて検討する。	

事業コード・事業名	134	中学校部活動関係事業（再掲）
担当部・担当課	教育部	教育指導課・教育総務課
事業目的	・各校の部活動が適切に実施されるための支援を行い、生徒一人ひとりの個性の伸長や健全な心身の育成、責任感や連帯感の涵養等を図る。	
事業内容	・部活動指導員及び外部指導者の配置 ・吹奏楽用楽器の整備 ・課外活動補助金の交付	
計画における方向性	・「藤沢市の部活動の在り方に関する方針」に基づき、各中学校における部活動の適切な実施を推進するとともに、社会情勢を鑑みた部活動の在り方について検討し、適宜見直していく。	

施策の柱 4

一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の推進

一人ひとりの教育的ニーズに合わせた学習環境を整備し、人的支援を行うことにより、適切な指導・支援の充実を図ります。

事業コード・事業名	141	特別支援教育推進事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する教育環境を改善するとともに、教職員に専門性を養うための研修を行い、特別支援教育の充実を図る。	
事業内容	・特別支援学級、通級指導教室を運営する。 ・特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を初めて担当する教員を対象に研修を行う。 ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、介助員、学校看護師を派遣する。	
計画における方向性	・特別支援教育に携わる人材の育成を図るため、それぞれの支援の場の特徴や課題に応じて、研修内容の充実を図る。 ・児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援・指導を図る。	

事業コード・事業名	142	学校教育相談センター事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・支援の必要な児童生徒や保護者が必要な時に相談を受けることができる環境を整備し、一人ひとりが安心して学校へ通うことができるよう、相談体制の充実を図る。	
事業内容	・児童生徒の学校生活の適応を図るため、市立学校へのスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣、学校教育相談センターでの教育相談・就学相談を行う。 ○スクールカウンセラーの市立学校への配置及び相談センターにおける来所相談 ○相談支援教室における不登校児童生徒への支援 ○次年度就学予定児に対する就学相談 ○スクールソーシャルワーカーの学校への派遣、関係機関との連携	
計画における方向性	・学校及び関係機関との連携による相談支援体制の充実を図る。 ・児童生徒や保護者の個々のニーズに対する適切な支援・援助を行う。	

事業コード・事業名	143	不登校児童生徒対策支援事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・不登校児童生徒の学校生活や社会生活への適応を図るための魅力ある学校づくりに向けた支援を行う。	
事業内容	・不登校や長期欠席の早期把握・支援の取組の充実 ・学校・フリースクール等との連携の推進 ・保護者や本人に対する、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施 ・相談支援教室における不登校児童生徒への支援の充実 ・不登校児童生徒の保護者同士が思いを共有できる場「おしゃべりひろば」の開催 ・魅力ある学校づくりの取組の推進	
計画における方向性	・個々の不登校児童生徒の状況を的確に把握し、必要な支援の充実を図る。 ・情報交換会を開催し、フリースクールなどの民間施設等関係機関との連携を推進する。 ・相談支援教室において、個々のニーズに対する適切な支援方法の検討や環境についての整備を行う。	

事業コード・事業名	144	児童生徒指導支援体制充実事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課・学務保健課
事業目的	・各学校における支援・指導体制を充実させ、児童生徒の健全育成を図る。	
事業内容	・児童支援担当教諭協議会や生徒指導担当者会等の諸会議・研修の充実 ・各学校で組織的な校内支援・指導体制を築く。	
計画における方向性	・児童生徒の実態に合わせたきめ細かな対応や、家庭・地域、関係機関との連携等について一層の充実に努める。	

事業コード・事業名	145	学習支援事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・児童生徒の基礎的・基本的な学力の定着を図る。 ・多様な学びの場の一つとして、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行う。	
事業内容	・支援を必要とする児童生徒に対し、課業中や放課後及び長期休業中に個別指導による学習支援を行う。 ・不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を目的に、多様な学びの場の一つとして別室指導などの学習支援を行う。	
計画における方向性	・学校において「学習指導員」による課業中や放課後及び長期休業中の学習支援の実施と、学習支援体制の充実を図る。	

事業コード・事業名	146	新入生サポート事業
担当部・担当課	教育部	学務保健課
事業目的	・小学校1年生の学校生活への適応を促進し、学習の基礎・基本を定着させ、学習への意欲と関心を高める。	
事業内容	・小学校1年生の学級に新入生サポート講師を配置し、基本教科を中心とした学習指導と早期に学校生活に適応させるための生活指導を、担任とのチームティーチングにより、きめ細やかに行う。 ・全講師対象の研修会を実施する。	
計画における方向性	・チームティーチングに必要とされる新入生サポート講師を適切に配置する。 ・全講師対象の研修会を年1回実施する。	

事業コード・事業名	147	幼稚園・保育所・小学校・中学校・特別支援学校連携推進事業
担当部・担当課	教育部・子ども青少年部	教育指導課・保育課
事業目的	・各学校段階の円滑な接続や連携の推進を図る。 ・幼稚園及び保育所と小・特別支援学校の教職員が互いの教育活動への理解を深めることを推進し、就学後の学校生活のスムーズな接続に向けた支援を行う。	
事業内容	・幼稚園及び保育所と小・特別支援学校や小学校と中・特別支援学校の教育の充実及び連携の推進を図るため、協議・研修・交流を行う。 ・幼保小中特連携担当者会・研修会等を実施する。	
計画における方向性	・幼保小中特連携の更なる推進を図る。	

事業コード・事業名	148	子ども発達支援事業
担当部・担当課	子ども青少年部	こども家庭センター
事業目的	・発達に関する相談対応、研修会等の実施及び関係機関との連携強化を図り、一人ひとりのニーズに応じた適切な学習環境づくりをサポートする。	
事業内容	・家庭内における子どもの発達に関する相談対応を行う。 ・発達に関する市民啓発や支援者向けの研修会等を実施する。 ・発達障がい児等がライフステージに応じた一貫した支援を受けられるよう、関係機関とのネットワークを形成するとともに、情報を共有するための「子どもサポートファイル」の普及・啓発を行う。	
計画における方向性	・ライフステージに応じた課題について、相談対応を行うとともに、関係機関と連携しながら「子どもサポートファイル」の活用などの切れ目ない支援の充実を図る。 ・保護者、地域を含めた支援者の理解を深める事業に取り組む。	

施策の柱 5

熱意と指導力のある教員の育成

「藤沢市立学校教職員人材育成基本方針」に基づくキャリアステージごとの研修や様々な教育課題等に対応した研修、授業研究への支援を行い、教員の資質向上・授業力向上に努め、熱意と意欲をもち学び続ける教員の育成を図ります。

事業コード・事業名	151	各教科等研究研修事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・教職員の資質能力や指導力の向上をめざし、学校における教育活動の充実を図る。	
事業内容	・各学校校内研究会、研究推進校教育研究会、市小・中教育研究会における教育研究の充実を図るための支援を行う。	
計画における方向性	・学習指導要領や今日的な教育課題等を踏まえた各種研究を推進し、教員の専門性の向上を図る。	

事業コード・事業名	152	学校訪問事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・指導主事の学校訪問により、教員の指導力及び学校の教育力の向上を図る。 ・学校が抱える諸課題について、支援を図り、学校とともに諸課題の解決を図る。	
事業内容	・3年間で46校の計画訪問と9校の研究推進校に対する要請訪問を行い、学校の教育力の向上及び教員の指導方法の工夫改善につながる事業を実施する。 ・必要に応じ、学校が抱える諸課題の解決に向けて指導主事による指導・助言や教育指導員による学校支援を行う。	
計画における方向性	・学校の教育力、教員の指導力の向上や、複雑化・多様化する学校の諸課題の解決を図り、学校教育活動の充実に向けて、指導主事や教育指導員等による学校訪問を行う。	

事業コード・事業名	153	教職員人材育成事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・「藤沢市立学校教職員人材育成基本方針」に基づき、日々の教育実践に必要な教職専門者としての研修を行い、教員の資質能力の向上や力量を高め、教育の質的向上を図る。	
事業内容	・新規採用教員及び年次経験者・総括教諭、管理職、新規臨時的任用教員等を対象としたキャリアステージに応じた研修の実施、支援 ・各担当者へ向けた研修の実施、支援 ・教育に関する専門的な知識や実践力の習得のための自己研鑽研修の実施 ・経験の浅い教職員に対し、研修講座の実施 ・学校の要請に応じた授業力向上研修講座の実施 ・校内研修や校内研究への支援及び学校のニーズに応じた育成支援の実施	
計画における方向性	・「教職員の教育に対する情熱」「教職の専門家としての確かな力量」「総合的な人間力」等を高めるために、経験年数や職務・職責に応じ、各課と連携しながら各事業の更なる充実を図る。 ・学校の課題やニーズを捉え、授業力向上及び教育に関する様々な課題に対応できる研修の充実を図る。	

事業コード・事業名	154	教育文化事業	
担当部・担当課	教育部		教育指導課
事業目的	・教職員への教育及びこれに係る文化の振興を支援する。		
事業内容	・教育関係書籍及び資料等の収集、整理、保存、活用を図る「教育専門図書室」の運営 ・市内教職員や市民を対象に、教養を高め、広い視野から教育を展望する講演会、研修会等の実施 ・教育情報誌「ふじさわ教育」を編集・発刊し、市内教職員及び教育関係機関に向けた教育情報、教育史、藤沢の自然等の教育情報を提供		
計画における方向性	・教育専門図書室の教育関係書籍及び資料等の充実を図り、活用を推進する。 ・年1回発刊する「ふじさわ教育」の内容の充実を図る。		

基本方針 2

安全・安心で、学びを支える学校づくりを進めます

施策の柱Ⅰ

命を守る教育の推進

教職員が危機管理意識を高め、地域と連携しながら災害や事故、犯罪に対する適切な対応策を整備することにより、子どもたちが自らの命を守ることのできる防災教育や防犯教育等を推進します。

事業コード・事業名	211-1	防災教育推進事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・災害に対する適切な対応策を整備し、児童生徒が災害に対して適切に対処できるよう防災教育を充実させる。	
事業内容	・各学校が「地震—そのとき学校は—」の内容を参考に作成した学校防災マニュアル等に対する助言を行う。 ・主体的に避難行動がとれる児童生徒の育成をめざして、防災研修会を行う。	
計画における方向性	・防災研修会を年3校で実施する。 ・各学校の防災マニュアルについて、専門的見地からの助言も反映させ、点検・指導する。	

事業コード・事業名	211-2	防災教育推進事業
担当部・担当課	防災安全部	災害対策課
事業目的	・防災等について理解を深め、将来において地域における防災の担い手となれるよう、防災教育等を推進する。	
事業内容	・学校や子どもたちの状況に応じた防災教育等を関係各課と連携し実施する。	
計画における方向性	・時代に即した訓練等を取り入れ、地域防災力の更なる向上につなげる。	

事業コード・事業名	212	安全教育推進事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・児童生徒の安全確保及び学校の安全管理を図る。 ・児童生徒の防犯意識を高めるため、防犯教育を推進する。	
事業内容	・スクールガード・リーダーの配置 ・犯罪機会論の視点を生かした地域安全マップづくりを支援し、児童生徒が自ら危険な場所を読み取る力を養い、危機回避能力を向上させる。 ・学校における地域安全マップづくりについて教職員研修を行い、理解を深める。 ・各校の危機管理マニュアルに基づき、校内放送機器や、防犯カメラ、非常通報システム、さすまた等を適切に活用した校内安全体制への指導・助言	
計画における方向性	・見守りやパトロールなど、保護者、地域の方、警察、消防、警備会社等、関係機関と連携する。 ・学校における地域安全マップづくりを支援する。	

事業コード・事業名	213	救命普及啓発推進事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・児童生徒が、海の安全に対する知識を学ぶことにより、水難事故防止に役立てるようにする。	
事業内容	・海の安全や水難事故の防止について発達段階に応じて分かりやすく説明し、参加体験型等の手法を取り入れたジュニアライフセービング教室を実施する。	
計画における方向性	・希望する小・中学校で年20校程度、ライフセーバーによるジュニアライフセービング教室を実施する。	

事業コード・事業名	214	応急手当普及啓発推進事業
担当部・担当課	消防局	救急救命課
事業目的	・普通救命講習を受講することにより救命技術を習得し、緊急時や災害時等において自ら命を守る行動が取れるようにする。 ・普通救命講習を通じ、命の大切さを学んでもらう。	
事業内容	・中学校において、普通救命講習（心肺蘇生法とAEDの取り扱い講習）を実施し、正しい応急手当を教育する。	
計画における方向性	・普通救命講習は年間を通して受講可能な体制を整えていることから、すべての中学校において救命講習が受講できるよう、学校関係者に依頼する。	

施策の柱 2

安全・安心で快適な学校施設等の整備

子どもたちが、安全・安心でより快適な教育環境の中で学ぶことができるように、施設・設備の老朽化への対応や環境整備など学校施設等の整備を計画的に進めます。

事業コード・事業名	221	学校安全対策事業
担当部・担当課	教育部	教育総務課・学校施設課
事業目的	・児童生徒の安全確保及び学校の安全管理を図る。	
事業内容	・機械警備システムを設置する。 ・非常通報システムを設置する。 ・防犯カメラを設置する。	
今後の方向性	・小・中・特別支援学校に機械警備システム、非常通報システム、防犯カメラを設置し、児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に努める。	

事業コード・事業名	222	通学路安全対策推進事業
担当部・担当課	教育部・防災安全部・道路下水道部	学務保健課・防犯交通安全課・道路整備課・道路維持課
事業目的	・小学校の通学路における交通安全を確保するため、危険箇所への安全対策を実施し、通学路の安全を図る。	
事業内容	・「藤沢市通学路交通安全プログラム」に基づき次のとおり安全対策を実施する。 ○学校による危険箇所の抽出 ○関係機関との合同点検の実施 ○点検結果に基づく対策案の検討、策定 ○対策の実施	
計画における方向性	・小学校の通学路における交通安全を確保するため、「藤沢市通学路交通安全プログラム」に基づき関係機関と連携し安全対策を実施する。	

事業コード・事業名	223	防災資機材等の整備事業
担当部・担当課	教育部・防災安全部	教育総務課・防災政策課
事業目的	・防災資機材等の整備を行う。	
事業内容	・命を守る教育環境の整備のため、市立小・中・特別支援学校を南部・中部・北部の三地区に分け、災害発生時における学校用飲料水の備蓄を行う。	
計画における方向性	・既に備蓄したものについても保存期限（5年）があるため、今後も計画的に飲用水の備蓄更新を実施していく。	

事業コード・事業名	224	学校施設環境整備事業（空調設備整備）
担当部・担当課	教育部	学校施設課
事業目的	・学校施設の環境整備を計画的に進めることで、教育環境の向上を図る。	
事業内容	・教育環境の向上を図るため、管理諸室等の空調設備の更新と合わせて、特別教室及び屋内運動場に空調設備を設置する。	
計画における方向性	・特定財源の確保に努めながら、年次計画に基づき継続して実施する。	

事業コード・事業名	225	学校施設環境整備事業（グラウンド等整備）
担当部・担当課	教育部	学校施設課
事業目的	・学校施設の環境整備を計画的に進めることで、教育環境の向上を図る。	
事業内容	・教育環境の向上を図るため、グラウンド整備及び体育倉庫改修を実施する。	
計画における方向性	・特定財源の確保に努めながら、年次計画に基づき継続して実施する。	

事業コード・事業名	226	学校施設環境整備事業（トイレ改修整備）
担当部・担当課	教育部	学校施設課
事業目的	・学校施設の環境整備を計画的に進めることで、教育環境の向上を図る。	
事業内容	・教育環境の向上を図るため、トイレ改修を実施する。	
計画における方向性	・特定財源の確保に努めながら、年次計画に基づき継続して実施する。	

事業コード・事業名	227	学校施設維持保全事業
担当部・担当課	教育部	学校施設課
事業目的	・老朽化した校舎外壁等の改修や設備、機器等の更新を計画的に進めることで、学校施設の維持保全を図るとともに、安心して学習できる教育環境を確保する。	
事業内容	・学校施設の維持保全を図るため、校舎及び屋内運動場の外壁、屋上防水改修等を実施する。 ・学校施設の維持保全を図るため、設備、機器等の改修、更新を実施する。 （給排水設備、放送設備、エレベーター、プールなど）	
計画における方向性	・特定財源の確保に努めながら、年次計画に基づき継続して実施する。	

事業コード・事業名	228	学校施設再整備事業
担当部・担当課	教育部	学校施設課
事業目的	・学校施設（校舎、屋内運動場等）の老朽化を解消し、安全で良質な教育環境を確保する。	
事業内容	・学校施設の老朽化の解消を図るため、校舎、屋内運動場等の改築事業または大規模改修事業を実施する。	
計画における方向性	・公共施設再整備プランに位置づけられた事業を計画に基づき実施していく。	

施策の柱 3

学びを支える質の高い教育環境の整備

子どもたち一人ひとりの学びを支えるため、教育的ニーズに応じた教育環境の整備や学校ICTの充実等の物的条件整備を進めます。また、教職員が子どもたちとしっかり向き合うことができるように教職員の働き方改革を推進します。加えて、次代を担う藤沢の子どもたちにとって、更に充実した学校教育が行えるよう、学校適正規模・適正配置の取組を進めるなど、質の高い教育環境の整備を図ります。

事業コード・事業名	231	特別支援教育整備事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・特別支援学級や通級指導教室など、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の特性に応じた教育の場を整備し、特別支援教育を充実させる。	
事業内容	・対象児童生徒数の推移や設置可能な教室の有無を踏まえ、計画的に特別支援学級の設置を行う。(複数校)	
計画における方向性	・白浜養護学校の過大規模化を受け、教育環境整備の手立てを関係各課と共に検討する。	

事業コード・事業名	232	学校ICT環境整備事業
担当部・担当課	教育部	教育総務課
事業目的	・個別最適な学びと協働的な学びの充実を図るため、学校ICT環境の更なる整備を実施する。	
事業内容	・1人1台端末の更新をはじめとしたICT機器等を円滑に整備する。 ・1人1台端末の積極的な活用のために適切なネットワーク環境を整備する。	
計画における方向性	・GIGAスクール構想に基づき児童生徒に対し整備した1人1台端末を2027年度(令和9年度)までに円滑に更新する。 ・1人1台端末をはじめとしたICT機器等の積極的な活用のために、アクセスポイントの増設等、適切なネットワーク環境を整備する。	

事業コード・事業名	233	教職員の働き方改革推進事業
担当部・担当課	教育部	教育総務課・教育指導課・学務保健課
事業目的	・働き方改革については、単に教職員の長時間労働の是正だけでなく、この取組によって、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、質を向上させ、子どもたちの学習をはじめとした学校生活の充実を図っていく。	
事業内容	・人的支援・人材活用（地域からの学校活動への協力、業務アシスタントの適切な配置の検討等） ・業務改善による効率化（ICT化の促進、市主催事業等に対するあり方の検討等） ・業務の適正化（長期休業中の学校業務停止期間の設定、学校徴収金の徴収・管理の見直し等） ・教職員の意識改革（勤務時間の把握、ストレスチェックによるメンタルヘルスケアの充実等） ・国の動向をふまえた取組（部活動指導員制度の充実、教職員が担う業務等の精選・見直し等）	
計画における方向性	・「藤沢市立学校教職員の働き方改革基本方針」に掲げる具体的な取組について働き方改革推進委員会の中で協議の上、できることから順次進めていく。	

事業コード・事業名	234	学校適正規模・適正配置推進事業
担当部・担当課	教育部	教育総務課
事業目的	・市立学校の適正な学校規模を維持することにより、学びの環境整備を図る。	
事業内容	・長期的な児童生徒数推計に対応した学校の適正規模化を図るため、市内広範囲で通学区域の見直しを行う。さらに将来的には、学校の統合等を含め、多角的に検討を行う。	
計画における方向性	・将来的な児童生徒数推計に対応した学校の適正規模・適正配置に向けて、学校の統合等を含めた考え方を整理、検討する。	

基本方針 3

子どもたちの健やかな成長を支えるため、学校・家庭・地域の連携・協働を進めます

施策の柱 1

家庭教育の支援

子ども・保護者・地域が交流できる機会や場を設け、学びあい、安心して子育てができるよう、家庭教育の支援をします。

事業コード・事業名	311	マタニティクラス事業
担当部・担当課	子ども青少年部	親子すこやか課
事業目的	・妊婦及びその夫・パートナー等に妊娠・出産・育児に関する正しい知識を伝え具体的な育児のイメージ化を図ることにより、適切な妊娠生活・育児環境を整える力を育み、夫婦が協力して子育てを行えるように支援する。	
事業内容	・南北保健センターにて、初妊婦等や夫・パートナーを対象に、食事と歯の健康の話・妊娠から産後の生活の話について、講義・実習等を実施する。出産後の育児等を妊娠中に考える機会とし、家族で子育てしていくイメージづくりができるよう支援する。	
計画における方向性	・マタニティクラスに対しての市民のニーズを把握し、開催回数や実施方法等、よりよい機会の提供ができるよう検討を進める。	

事業コード・事業名	312	子育てふれあいコーナー事業
担当部・担当課	子ども青少年部	親子すこやか課
事業目的	・地域において、子育て中の親子の交流や相談の場を提供し、子育てに対する不安や悩みの軽減を図る。	
事業内容	・地域子どもの家や児童館において、保育士や子育てボランティアによる子育て親子の交流、情報提供、育児相談を実施する。	
計画における方向性	・身近な地域で子育て世代の親子の交流の場として、子育てについての悩みや相談の支援、子育てに関する情報等の提供を実施する。	

事業コード・事業名	313	地域子育て支援センター事業
担当部・担当課	子ども青少年部	親子すこやか課
事業目的	・安心して子育てができるよう支援体制の充実を図り、子育ての不安感等を軽減し、子どもの健やかな育ちを支援する。	
事業内容	・地域の子育て拠点として、子育て親子の交流の場の提供と促進、子育て支援に関する相談や情報提供、講習等の実施を行う「子育て支援センター」を運営する。	
計画における方向性	・保護者の子育て支援に対するニーズの多様化に合わせた支援の充実を図る。	

事業コード・事業名	314	つどいの広場事業
担当部・担当課	子ども青少年部	親子すこやか課
事業目的	・安心して子育てができるよう支援体制の充実を図り、子育ての不安感等を軽減し、子どもの健やかな育ちを支援する。	
事業内容	・身近な地域で、子育て親子の交流の場の提供と促進、子育て支援に関する相談や情報提供等を行う「つどいの広場」を運営する。また、地域において「つどいの広場」に準ずる活動を実施している団体等に対して支援する。	
計画における方向性	・身近な地域における子育て支援の場として、それぞれの地域の特徴を生かした子育て支援を充実させる。	

事業コード・事業名	315	放課後児童健全育成事業
担当部・担当課	子ども青少年部	青少年課
事業目的	・保護者が就労等の理由により、放課後不在となる家庭の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る。	
事業内容	・保護者が就労等の理由により、放課後不在となる家庭の児童の健全育成を図る放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）を実施する。	
計画における方向性	・藤沢市子ども・若者共育計画の計画期間である2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの間に7クラブ整備し、待機児童の解消を図る。具体的な整備予定については、小学校区ごとの待機児童数、児童推計、利用実績等を勘案し、年度ごとに整備優先校区を決定する。	

事業コード・事業名	316	地域の縁側事業
担当部・担当課	福祉部	地域福祉推進課
事業目的	・子どもを含む多様な地域住民が気軽に立ち寄る多世代交流の場と位置づけ、市としてその整備、運営等を支援し、人と人とのつながりを強め、地域の絆や助け合いのコミュニティを醸成し、暮らしやすさを高めることを目的とする。	
事業内容	・地域住民が主体となり、互いに支えあい、相談することのできる居場所事業を行うことで、住民同士のつながりを大切にした居場所づくりを推進し支えあう地域コミュニティの形成を図る。	
計画における方向性	・各地区2か所以上、全体で40か所以上の設置をめざす。 ・事業開始から10年が経過し、縁側を継続していく上で、既存の縁側には担い手の高齢化など、課題が出てきている。既存団体の実態把握とサポート及び、新規団体の募集の両輪で、継続的な事業の実施に向け取り組んでいく。	

事業コード・事業名	317	P T A 育成支援事業
担当部・担当課	教育部	教育総務課
事業目的	・PTA等保護者活動の支援につながる事業を実施することにより、次代を担う子どもたちの健やかな成長を図る。	
事業内容	・PTA等保護者活動を支援するために、藤沢の子どもたちのためにつながる会が実施する保護者・教職員向けの学習会や情報交換会などを支援する。	
計画における方向性	・藤沢の子どもたちのためにつながる会が実施する学習会や情報交換会などの事業が充実するように支援する。	

施策の柱 2

学校・家庭・地域の連携・協働の推進

人の絆やつながりを大切にしながら、次代を担う子どもたちが健やかに成長するよう学校・家庭・地域の連携・協働の下、地域での教育活動や子どもたちの生活、環境支援を推進します。またコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図ります。

事業コード・事業名	321	学校・家庭・地域連携推進事業
担当部・担当課	教育部	教育総務課
事業目的	・これからの社会の創り手となる子どもたちの「生きる力」を育むため、地域学校協働活動を企画・実施することで、各校の学校教育目標や学校がめざす姿を実現、地域の子どもたちの健やかな成長を支援する。	
事業内容	・「学校・家庭・地域連携推進会議会長会」に業務委託を行い、中学校区を基本に市内に設置された15の地域協力者会議において、各地区の実情に応じた子どもたちの健やかな成長を支援する事業を実施する。 ・全校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を設置し、学校運営の向上のため、熟議や地域学校協働活動を推進する。	
計画における方向性	・「学校・家庭・地域連携推進会議会長会」を年4回開催し、各地域が抱える課題や特徴的な取組について情報交換を行い、効果的な三者連携の推進を図る。 ・コミュニティ・スクールにおいては、全校に設置するとともに、地域側の体制となる地域学校協働本部の設置、学校と地域をつなげるコーディネーター（地域学校協働活動推進員）の選任に向けて、関係各課・学校・地域と協議・検討を進める。	

事業コード・事業名	322	中学校部活動の地域展開・地域連携事業
担当部・担当課	教育部・生涯学習部	教育指導課・スポーツ推進課・文化芸術課・生涯学習総務課
事業目的	・本市の中学生が多様なスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、学校部活動の地域への展開を段階的に進めていく。	
事業内容	・本市部活動に係る協議会において、具体的な方向性や課題の整理等について協議していく。	
計画における方向性	・「部活動アンケート結果」等を基に、本市の課題、ニーズ等を整理し、本市の部活動地域展開・地域連携のロードマップを作成していく。 ・本市の現状に即した、部活動地域展開に向けた研究及び検討を行う。	

事業コード・事業名	323	地産地消の充実事業
担当部・担当課	教育部	学校給食課
事業目的	・地産地消の良さを知り、感謝の心を育てる。	
事業内容	・市内産農水産物の給食への使用を推進し、地産地消の充実を図る。 ・児童生徒と生産者との交流等を通し、感謝の心を育てる。 ・地場産物に係る食に関する指導を行う。	
計画における方向性	・「地産地消推進モデル校」の取組を含め、より円滑に地場産物を使用できるよう、調整を進める。 ・供給可能な地場産物を生かせる料理や時期の検討を行う。 ・藤沢産農水産物を使用した「ふじさわランチ」の充実を図る。	

事業コード・事業名	324	地域における防犯対策事業（こども110番）
担当部・担当課	防災安全部	防犯交通安全課
事業目的	・地域における子どもの安全・安心を守るための環境整備を推進する。	
事業内容	・子どもが犯罪などから助けを求めてきた際に、一時的な緊急避難場所として、また、警察などへの通報場所として、民家やお店等にこども110番の看板の掲示を依頼する。	
計画における方向性	・各地区において登録されている名簿を、毎年約3地区ずつに分けて継続確認調査を行い、こども110番登録名簿が最新のものになるよう情報を整理していく。 ・年度当初にこども110番登録名簿を警察、小学校及び防犯協会へ送付し、関係機関で連携が取れるよう環境を整備していく。	

事業コード・事業名	325	ジェンダー平等・男女共同参画事業
担当部・担当課	企画政策部	人権男女共同平和国際課
事業目的	・子どもたちが互いの人格や人権を尊重できる心を育み、誰もが性別に関わらず選択、活躍ができるよう、学校等と連携し、ジェンダー平等・男女共同参画の啓発活動を推進する。	
事業内容	・固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を推進する。 ・多様な性に対する理解が広がるよう、周知・啓発活動や支援を行う。 ・誰もが加害者にも被害者にもならないよう、学校等と連携し、デートDVを含むDV防止に関する啓発を推進する。	
計画における方向性	・多様性が尊重されるとともに、公平な環境の下で、誰もが自分の持つ個性を大切にできる社会をめざし、ジェンダー平等・男女共同参画の啓発を推進する。	

事業コード・事業名	326	非行防止推進活動事業
担当部・担当課	子ども青少年部	青少年課
事業目的	・青少年を犯罪や非行に走らせない社会を作るため、地域・学校・家庭・警察・関係団体等と連携し、一体となった非行防止活動の輪を広げ、社会環境の変化に合わせた、非行防止活動を行う。	
事業内容	・関係機関や関係団体、青少年指導員と連携しパトロールを行い、青少年の問題行動の早期発見、指導を行う。また、啓発事業として講演会等を実施する。	
計画における方向性	・全青少年指導員を対象とした研修を通じてスキルアップを図り、各関係機関、関係団体と連携した取組を進め、健全な社会環境と非行防止について関心を持ってもらえるような事業を行い、啓発を図る。	

事業コード・事業名	327	放課後子ども教室推進事業
担当部・担当課	子ども青少年部	青少年課
事業目的	・すべての児童を対象に、放課後の安全・安心な子どもの居場所を設ける。	
事業内容	・小学校の余裕教室等を有効活用し、放課後の児童に地域のボランティアが見守る居場所（遊び場）を提供する。	
計画における方向性	・すべての小学校区での開設をめざし、余裕教室のある学校や放課後児童クラブの待機児童の多い小学校区から優先的に設置するなど、実施可能な方法で整備を行う。	

事業コード・事業名	328	プレコンセプションケア（思春期保健）の推進事業
担当部・担当課	子ども青少年部	親子すこやか課
事業目的	・次代を担う子どもたちが、思春期における心身の変化や適切な対応等について理解するとともに、将来の生活や健康を意識しながら、健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域の連携・協働を推進する。	
事業内容	・将来のライフプランを意識し、自分の心や体の健康と向き合うことで健やかな成長を支援するため、依頼を受けた学校等に対して、教育媒体の貸出しを含め、保健師による思春期健康教育を実施する。 ・思春期の子どもたちの特徴や課題の理解を深めるため、保護者だけでなく、思春期の子どもを支える学校教職員や、母子保健従事者などに向けて講演会を実施する。	
計画における方向性	・思春期健康教育については、小・中学校へ周知し、依頼元の課題やニーズを把握し、教育内容の調整を図り実施する。 ・講演会については、保護者や支援者が課題と感じていることや、日頃の生活等に生かせるテーマで計画・周知を行い、円滑な実施を図る。	

基本方針 4

人生100年時代を見据えた生涯学習社会をめざします

施策の柱 1

人生100年時代を見据えた、生涯学習の充実

人生100年時代を見据え、すべての人が地域で生き生きと活動できるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築、多様な主体との連携による学習活動を推進し、持続可能な学びの機会の充実を図ります。

事業コード・事業名	411	生涯学習推進事業
担当部・担当課	生涯学習部	生涯学習総務課
事業目的	・市民が「いつでも、どこでも、だれでも」学びたいことを学ぶことのできる環境を整え、主体的なネットワークを構築する。 ・知識や技術・技能を生かして、地域で活動することができると人材を育成・支援する。	
事業内容	・生涯学習大学事業の実施 ○生涯学習講座 ○生涯学習人材バンク ○生涯学習出張講座 ○生涯学習相談、生涯学習情報の収集及び発信	
計画における方向性	・生涯学習人材バンクの市民講師をはじめとした地域人材の発掘、育成を目的とした事業を展開することで、市民センターで実施する生涯学習事業との差別化を図る。	

事業コード・事業名	412	市民センター生涯学習事業
担当部・担当課	生涯学習部・市民自治部	生涯学習総務課・市民センター
事業目的	・各地区が有する地域特性を生かし、住民の学習ニーズや地域課題をとらえた事業展開を図る。 ・住民同士の学びあいを通じ、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を推進する。	
事業内容	・市民センター生涯学習事業方針に基づいた特色のある事業実施 ・市民センターで生涯学習活動を行う団体の支援	
計画における方向性	・市民センターが有する地域コーディネート機能を生かし、地区内の多様な主体と連携し、学びを通して人材育成や地域課題の解決に取り組む。	

施策の柱 2

多様な学びを支援する図書館活動の推進

すべての人が生涯を通じて、学ぶ楽しさや知る喜び、役立つ情報、深い思索、やすらぎ・ふれあいを得られるよう図書館活動を充実させるとともに、学校との連携を進め、多様な学びを支援します。

事業コード・事業名	421	総合市民図書館運営管理事業
担当部・担当課	生涯学習部	総合市民図書館
事業目的	・市民が「学ぶ楽しさ」「知る喜び」「役立つ情報」「深い思索」「やすらぎ・ふれあい」を得られるよう、資料・情報・施設の提供を行う。	
事業内容	・すべての人の多様な学びを支援するために、4市民図書館・11市民図書室で資料・情報・施設を提供する。 ・4市民図書館・11市民図書室の在り方を検討しながら図書館運営を行う。 ・図書館・図書室に来館・来室することが困難な障がい者や高齢者に対し、ボランティアにより図書館資料を宅配する。	
計画における方向性	・市民や時代のニーズに対応しながら、引き続き4市民図書館・11市民図書室において資料・情報・施設の提供を行っていく。 ・4市民図書館・11市民図書室の在り方を検討しながら図書館運営を行っていく。 ・総合市民図書館と3分館の運営を業務委託しているNPO法人との連携を図り、質の高い、効率的な図書館運営を図っていく。 ・市内全域の宅配サービス利用希望者に対応できるよう、宅配ボランティアの確保を図るとともに宅配ボランティアの育成を行っていく。	

事業コード・事業名	422	総合市民図書館整備事業
担当部・担当課	生涯学習部	総合市民図書館
事業目的	・安心して快適な読書環境を整備し、市民の満足度の向上を図る。	
事業内容	・市民が安心して利用できる図書館施設を維持していくために4市民図書館の施設修繕と改修工事を行うとともに、再整備について検討する。	
計画における方向性	・限られた予算の中で、老朽化した施設の維持・管理するために、計画的かつ効率的に施設修繕と改修工事を実施するよう努めていく。	

事業コード・事業名	423	図書館情報ネットワーク事業
担当部・担当課	生涯学習部	総合市民図書館
事業目的	・資料・情報の迅速・的確な提供により多様な学びを支援する。	
事業内容	・図書館情報ネットワークシステムの推進、維持管理及び県内公立図書館・市内大学図書館との連携を推進する。	
計画における方向性	・4市民図書館・11市民図書室のネットワークシステムの更なる充実を図るとともに、県内公立図書館や市内大学図書館との一層の連携強化を図ることにより、図書館サービスの向上に取り組んでいく。また電子図書サービスの充実を図る。	

事業コード・事業名	424	子ども読書活動推進事業
担当部・担当課	生涯学習部	総合市民図書館
事業目的	・子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けることができるよう、子どもの読書活動を整備し、読書機会の充実を図る。	
事業内容	・「藤沢市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書環境の整備と読書機会の充実を図る。	
計画における方向性	・ブックスタート事業など、関係各課と連携しながら子どもの発達段階にあわせた事業を実施する。 ・ボランティア交流会及び研修会等を実施し、情報共有や知識向上を図り、子どもの読書環境の充実を図る。また、日程や研修内容の充実について検討する。 ・団体貸出など学校及び子どもに関わる施設・関係団体との連携事業の充実を図る。 ・学校図書館の運営等への支援を図る。 ・子ども同士で本を読み合うなど、読書への関心を高めることができる取組を実施する。	

事業コード・事業名	425	点字図書館事業
担当部・担当課	生涯学習部	総合市民図書館
事業目的	・視覚障がい者の生活向上を図る。	
事業内容	・視覚障がい者への点字・録音図書の製作・貸出サービス、文化レクリエーション活動への支援、点字指導及びボランティアの育成を行う。	
計画における方向性	・引き続きボランティア講習会等を開催し、ボランティアの養成・技術向上に努める。また市民図書館内にあることを生かし、4市民図書館と連携した事業を開催する。点字図書館及びその活動の認知度を高める。	

施策の柱 3

健康で豊かなスポーツライフの推進

「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」多様なスポーツ活動に親しむことができ、生涯にわたって、明るく豊かなスポーツライフを支えるための取組を推進します。また、「する」「観る」「支える」スポーツを更に推進し、将来にわたるまちのにぎわいの創出、経済の活性化、地域交流の促進へと繋げることができるよう、スポーツ施策を進めます。

事業コード・事業名	431	健康づくり推進事業
担当部・担当課	健康医療部	健康づくり課
事業目的	・生活習慣病の発症予防や重症化予防を図り、健康寿命の延伸をめざす。	
事業内容	・妊娠期（胎児期）から高齢期まで全世代の身体活動の促進を図るために、ライフステージに応じた身体活動・運動の普及啓発を行う。	
計画における方向性	・「健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023」に基づいた適切な身体活動・運動に関する普及啓発・保健指導 ・自分のからだの状態を知り、自分に合う方法で安全に運動ができる環境整備	

事業コード・事業名	432	生涯スポーツ活動推進事業
担当部・担当課	生涯学習部	スポーツ推進課
事業目的	・子どもから高齢者まで気軽に利用、参加できるスポーツ・レクリエーションの機会を提供し、スポーツや健康に関する意識の向上を図る。	
事業内容	・「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」スポーツ活動に親しむことができるよう、事前申込み不要のオープン教室や体育館開放を実施する。	
計画における方向性	・体育館開放を実施することで、スポーツをする環境の充実を図る。 ・オープン教室は多様な市民のニーズを捉え、内容を見直すことで参加率の向上を図る。	

事業コード・事業名	433	競技スポーツ推進事業
担当部・担当課	生涯学習部	スポーツ推進課
事業目的	・競技スポーツ団体と連携・協働し、多くの市民が競技スポーツ大会へ参加する機会を提供するとともに、全国大会等の参加を支援することで、意欲の向上、負担の軽減を図り、競技スポーツを推進する。	
事業内容	・藤沢市体育協会と連携した事業を実施する。 ・全国大会、国際大会出場者に賞賜金を交付し、競技スポーツ大会への参加を支援する。	
計画における方向性	・藤沢市民総合体育大会継承大会を実施することで、競技スポーツ大会に参加する機会を創出し、競技人口の増加を図る。 ・スポーツ人の集いで著名な人物の講演を行い、市民のスポーツに対する関心を高める。 ・優秀な成績を収めた団体・個人を表彰することで、競技者の意欲の向上を図る。 ・賞賜金制度の周知方法を工夫し、制度の認知度の向上を図る。	

事業コード・事業名	434	地域特性活性化推進事業
担当部・担当課	生涯学習部	スポーツ推進課
事業目的	・「国内ビーチバレー発祥の地」としての藤沢市鵠沼海岸の地域特性を生かし、ビーチバレーの普及・競技人口の拡大をめざす。	
事業内容	・国内最高峰の大会である「ビーチバレージャパン」、中学生の全国大会である「湘南藤沢カップ全国中学生ビーチバレー大会」とその予選を兼ねた「神奈川県中学生ビーチバレー大会」を開催する。	
計画における方向性	・ビーチバレージャパンを開催し、多くの市民にトップアスリートの試合を観戦する機会を提供することで「観るスポーツ」を推進する。 ・全国中学生大会に参加しやすい環境づくりを推進し、全都道府県からの参加をめざす。	

事業コード・事業名	435	スポーツ施設整備事業
担当部・担当課	生涯学習部	スポーツ推進課
事業目的	・市民が生涯にわたって多様なスポーツに親しみ、健康で明るく豊かなスポーツライフを実現する環境づくりをめざす。	
事業内容	・市民が安心して施設を利用できるよう、適宜工事、修繕等を行い、安全に施設を運営する。また、学校や民間企業、神奈川県と連携し、活動場所の確保に努める。	
計画における方向性	・各スポーツ施設の劣化度を調査し、長寿命化を図る。 ・市民がスポーツに親しむことができる環境を整備する。	

事業コード・事業名	436	インクルーシブスポーツ事業
担当部・担当課	生涯学習部	スポーツ推進課
事業目的	・スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利という理念を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、スポーツ活動に参加できる機会を創出する。 ・障がい者がスポーツに親しめる環境を整備するため、藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会の活動の充実を図る。	
事業内容	・障がい者と健常者が共にスポーツを楽しめる事業を開催する。 ・藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会の組織力を強化し、障がい者スポーツ事業の開催、情報発信等を行う。	
計画における方向性	・ふじさわパラスポーツフェスタを実施し、パラスポーツを体験できる機会を提供する。 ・藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会の加盟団体と協力団体を増やす。 ・障がい者スポーツカレンダーと機関誌を作成し、情報の一元化を図るとともに情報発信する。	

事業コード・事業名	437	スポーツサポート事業
担当部・担当課	生涯学習部	スポーツ推進課
事業目的	・地域スポーツ指導者を養成し、活用することで、市民のスポーツ・レクリエーション活動を推進する。	
事業内容	・健康・体力づくりを効果的に推進するため、研修を充実させることでスポーツ推進委員の資質向上を図るとともに、各種事業や地域活動に派遣することで、市民のスポーツ・レクリエーション活動を安全かつ効果的に推進するよう取り組む。	
計画における方向性	・年2回の他市との交流研修会等を実施し、各市の取組を学ぶ。 ・ニュースポーツの研修会や大会を実施し、ニュースポーツの知識や事業運営のノウハウを習得する。	

施策の柱 4

藤沢の文化財や歴史資料の保存・継承と活用

藤沢市にある文化財や歴史資料について、適切な保存や継承を図るとともに、これら市の財産を広く市民に周知・活用することで、藤沢への興味・関心を醸成します。

事業コード・事業名	441	文化財保護事業
担当部・担当課	生涯学習部	郷土歴史課
事業目的	・歴史的文化遺産の後世への継承と地域文化財の活用を推進する。 ・郷土愛と豊かな心を育てる。 ・郷土の歴史、文化資産として歴史的建造物を維持、保存するとともに、公開、活用することで文化の向上を図る。	
事業内容	・文化財の調査・研究、保存・管理、公開普及・活用及び埋蔵文化財の調査等を実施する。 ・国登録有形文化財等、歴史的建造物の維持、保存 ・古民家を活用した事業実施を検討する。	
計画における方向性	・保存管理奨励交付金や修理等補助金を適正に交付し、文化財保護に関して、継続的に行っていく。 ・歴史的建造物の維持、活用を図る。	

事業コード・事業名	442	文化財収蔵庫整備事業
担当部・担当課	生涯学習部	郷土歴史課
事業目的	・文化財収蔵施設の集約化と適正な文化財の収集・整理・保管・活用	
事業内容	・市内各所に分散、老朽化した収蔵施設の集約化と文化財の適正な収集・整理・保管・活用ができる施設について検討を進める。	
計画における方向性	・公共施設の再整備計画並びに文化財保存活用地域計画（令和6-8年度で策定）等を踏まえて、既存収蔵庫内にある文化財等の整理を進め、新たな収蔵庫の建設計画を進める。	

事業コード・事業名	443	歴史資料公開活用事業
担当部・担当課	生涯学習部	郷土歴史課
事業目的	・歴史資料等を展示公開し、講座やワークショップを開催することにより、地域の歴史・文化に対する理解を深め、郷土愛の醸成を図る。	
事業内容	・地域施設における展示事業実施、学校等における郷土資料講座の実施、映像記録の保存・公開の実施、電子博物館による情報提供等を行う。	
計画における方向性	・公開活用事業の充実を図る。 ・「電子博物館みゆネットふじさわ」及び藤澤浮世絵館ホームページのコンテンツの充実を図る。 ・学習支援・情報提供として歴史講座や小学生のための郷土資料講座・見学会等を実施する。	

事業コード・事業名	444	ふじさわ宿交流館運営事業
担当部・担当課	生涯学習部	郷土歴史課
事業目的	・旧東海道藤沢宿の歴史や文化等と触れ合う場を提供する。 ・ふじさわ宿交流館を拠点として人々の交流を推進することにより、文化の振興に寄与し、旧東海道藤沢宿及びその周辺地域の活性化及びにぎわいの創出に資する。	
事業内容	・ふじさわ宿交流館を適切に運営する。 ○藤沢宿の歴史・文化・なりわいの紹介 ○伝統芸能を発表する場の提供 ○地域の活性化及びにぎわい創出のための事業実施	
計画における方向性	・指定管理者と連携し、円滑な運営を行う。 ・地域の市民活動団体等と連携し、地域のにぎわいの創出をめざす。	

事業コード・事業名	445	藤澤浮世絵館運営事業
担当部・担当課	生涯学習部	郷土歴史課
事業目的	・浮世絵をはじめとする郷土資料を展示公開することにより、市民の郷土への愛着を育むとともに、文化の向上に寄与する。	
事業内容	・藤澤浮世絵館を適切に運営する。 ○東海道、藤沢宿、江の島など特色を生かした浮世絵等の展示 ○交流スペースやライブラリー等における学習機会の提供 ○講座、ワークショップなど関連事業の実施 ○出張講座や浮世絵すり体験などアウトリーチ活動の実施	
計画における方向性	・教育機関との連携による郷土の歴史文化の啓発、推進を図る。 ・関連団体との連携や企画による集客及びPRを進める。	

施策の柱 5

文化芸術活動の支援

市民が広く文化芸術に触れる機会や場を増やし、地域に根差した文化芸術活動の充実のための支援を進めます。

事業コード・事業名	451	市民ギャラリー運営事業
担当部・担当課	生涯学習部	文化芸術課
事業目的	・市民の文化活動を支援することにより、市民の創作活動の充実を図る。	
事業内容	・市民の美術創作活動の推進及び美術作品鑑賞のため、主催等による事業を実施する。 ・市民の文化・創作活動の発表及び鑑賞の場を提供する。	
計画における方向性	・主催等事業の内容の充実及び来場者数の増に努め、同フロアにある図書館との連携についても検討を進めていく。	

事業コード・事業名	452	芸術文化振興事業
担当部・担当課	生涯学習部	文化芸術課・（公財）藤沢市みらい創造財団
事業目的	・関係団体と連携し、子どもから高齢者まですべての市民が様々な芸術文化に触れる機会の拡大に努め、市民一人ひとりがこころ豊かな生活と、活力のある社会の実現を図ることをめざした取組を推進する。	
事業内容	・市民オペラを中心とした音楽事業や舞台・大衆芸能等の演劇事業、文化の普及や継承を目的とした市民・関係団体などとの協働による事業の実施 ・芸術文化の創造の機会の提供として市立小・中学校を対象としたアウトリーチ（学校訪問）事業の実施 ・音楽、演劇等の舞台芸術活動を行う団体に対する助成を行う。	
計画における方向性	・市民を主体とした文化芸術活動を総合的に展開し、文化芸術の鑑賞や活動の機会の充実を図るとともに、文化芸術団体の自主的な活動を側面から支援し、多様な活動を促進していく。	

事業コード・事業名	453	アートスペース運営事業
担当部・担当課	生涯学習部	文化芸術課
事業目的	・本市の美術振興施設として、若手芸術家等の創作活動の支援を行うとともに、湘南ゆかりの作家を紹介し、身近な美術鑑賞の機会の提供を行うなど、市民に広く文化芸術に関する情報を発信し、文化芸術活動の充実を図る。	
事業内容	・若手芸術家等の創作活動及び展示・発表等を支援する。 ・身近な場所での美術鑑賞の機会を提供する。 ・個人等の美術作品の制作・展示・発表の場を提供する。 ・ワークショップや美術講座の開催により、美術学習の場を提供する。	
計画における方向性	・若手芸術家等の創作活動の支援、美術鑑賞の機会の提供、美術作品の展示・発表及びアウトリーチを含めた美術学習の場の提供等を行う。また、市所蔵の美術作品や屋外設置のパブリックアートの調査保全の実施により、更なる文化芸術の創造と発信に努める。	

基本方針 5

すべての子ども・若者への学びのセーフティネットを構築します

施策の柱 1

教育の機会均等

子どもたちが家庭の経済状況等によらず、自らの可能性を高め、それぞれの夢に向かって挑戦できるように、家庭の教育費負担の軽減を図ります。

事業コード・事業名	511	要保護準要保護児童・生徒援助事業
担当部・担当課	教育部	学務保健課
事業目的	・保護者の経済的負担の軽減 ・義務教育の円滑な推進	
事業内容	・経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、社会見学費、学校給食費、めがね購入費、卒業アルバム購入費などを援助する。	
計画における方向性	・今後とも、保護者の経済的負担の軽減や義務教育の円滑な推進を図るために就学援助制度を実施する。	

事業コード・事業名	512	奨学金給付事業
担当部・担当課	教育部	教育総務課
事業目的	・経済的な理由により進学が困難な者に奨学金を給付し、教育の機会均等を図る。	
事業内容	・意欲と能力のある高校生等が、経済的理由により進学を断念することなく、大学等での修学の機会が得られるよう、給付型の奨学金（入学準備奨学資金・学費奨学資金）を支給し、支援する。	
計画における方向性	・高等教育の修学支援に係る国・県の動向や大学等の学費の変動を注視し、施策の内容を十分に検証した上で見直しを行っていく。	

事業コード・事業名	513	教育応援基金事業
担当部・担当課	教育部	教育総務課
事業目的	・次の世代を担う子どもたちが、その能力や可能性を伸ばすことができる教育環境を整備する原資とするため、教育応援基金を募る。	
事業内容	・教育総務課窓口及び各種イベント時の募金箱設置 ・各種金融機関専用口座による基金受付 ・ふるさと納税による基金受付 ・各関係機関へリーフレットを配布することによる基金周知	
計画における方向性	・事業周知を進め、収入額の増加をめざすとともに、基金の更なる活用を図っていく。	

事業コード・事業名	514	子どもの学習・生活支援事業
担当部・担当課	福祉部	地域福祉推進課
事業目的	・生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもに対する学習支援等を通じて、貧困の連鎖を防止するとともに、子どもの社会的な自立を促す。	
事業内容	・対象となる子どもの状況に応じて、学習の場所・機会の提供や受験勉強に関する情報提供、必要に応じ学校説明会等への同行を行う。また、順調な学校生活を送るための生活相談等を行う。 ・子どもへの支援を通じて明らかになる保護者や世帯の抱える課題に対する支援を行う。	
計画における方向性	・不登校の子どもや進学に課題を抱える子どもやその保護者に対して、学校や支援機関との連携を図りつつ、経済面での助言等（学費等の支援制度などを丁寧に説明）を行っていくことで、世帯の経済的な負担の軽減を含め、安心して進学（修学）できるよう丁寧な支援を行っていく。	

事業コード・事業名	515	幼児教育振興助成事業
担当部・担当課	子ども青少年部	保育課
事業目的	・市内の私立幼稚園等の教育及び衛生環境の充実に図り、幼児教育を推進する。	
事業内容	・市内の私立幼稚園及び幼児教育施設の設置者に対し、教材教具等の購入、及び園児や教職員への健康管理事業に要する費用の一部を助成する。	
計画における方向性	・教育環境の整備や衛生管理事業の充実に図るため、引き続き幼稚園等に対する助成を行う。	

事業コード・事業名	516	幼稚園利用者に対する保育料軽減事業
担当部・担当課	子ども青少年部	保育課
事業目的	・幼児教育・保育の無償化により、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図る。	
事業内容	・幼稚園の利用者を対象に、通常時間（教育時間）や預かり保育の利用料（保育料）の負担軽減を行う。	
計画における方向性	・未就学児に教育・保育の機会を保障するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法に基づき、保育料の負担軽減を行う。	

事業コード・事業名	517	幼稚園等預かり保育推進事業
担当部・担当課	子ども青少年部	保育課
事業目的	・保護者の就労等、保育ニーズの高い児童が幼稚園を選択できるよう、幼稚園における預かり保育の推進に向けた支援を行い、保護者の多様な保育ニーズへの対応を図る。	
事業内容	・幼稚園の設置者に対し、預かり保育事業の実施に要する人件費等の助成により、預かり保育の推進に向けた支援を行う。	
計画における方向性	・保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園における預かり保育事業の充実に yönelik 支援を行う。	

施策の柱 2

子ども・若者の社会的自立を支援する教育の推進

子ども・若者が自己の生き方や働き方について考えを深め、様々な知識やスキルを身に付けて社会的自立ができるように支援することを、関係部署や関係機関等と連携しながら推進します。

事業コード・事業名	521	技能職体験事業
担当部・担当課	経済部	産業労働課
事業目的	・小・中学生に技能者の世界及び仕事を身近に感じてもらい、勤労観及び職業観の醸成を図るとともに、技能振興に寄与する。	
事業内容	・藤沢市技能職団体連絡協議会に加盟している職人の団体が小・中学校に直接訪問し、授業時間の中で職人の技能の実演見学やものづくりの体験ができる教室を実施する。	
計画における方向性	・実施した学校の先生へアンケートを実施し、学校の実施しやすい状況や職人への要望などを確認し、事業の質の向上を図る。 ・実施校の選定方法の見直しや実施可能な団体の拡大などを行う。	

事業コード・事業名	522	障がい者就労支援事業
担当部・担当課	経済部	産業労働課
事業目的	・障がい者の雇用・就労に向けた支援事業等を実施することにより、障がい者の雇用・就労の促進を図る。	
事業内容	・社会的自立に向けた就労体験の機会を提供するため、県内の特別支援学校の生徒を対象に職場実習を実施する。	
計画における方向性	・庁内障がい者雇用の促進を目的に設置している「JOBチャレふじさわ」と連携し、より実践度の高い実習を実施する。	

事業コード・事業名	523	若年者就労支援事業
担当部・担当課	経済部	産業労働課
事業目的	・おおむね15歳から44歳までのニートやひきこもりなど困難を抱える若年者とその家族を対象に、自立・就労・定着に至るまでの支援を行う。	
事業内容	・専門スタッフによるきめ細かな相談、サークル活動、社会参加、就労体験等の各種プログラムを実施する。また、家族や保護者を対象とした相談会やセミナーを行う。	
計画における方向性	・家族支援や事業周知のため、保護者セミナー等を行う。 ・就労体験やボランティア体験の受入れ可能な事業所等を確認し、就労体験の機会を提供する。 ・若者サポート事業との連携及び医療・保健・福祉等の関係機関との連携をより一層図る。	

事業コード・事業名	524	自立支援推進事業
担当部・担当課	福祉部	生活援護課
事業目的	・子どものいる生活保護世帯と生活困窮世帯の社会的自立を促進する。	
事業内容	・生活保護世帯及び生活困窮世帯の子ども・若者とその保護者に対し、ケースワーカーと子ども支援員が学校等関係機関と連携し、日常生活支援・養育支援・教育支援・就労支援等、個別にきめ細かな寄り添い型の支援を実施する。	
計画における方向性	・ケースワーカーと子ども支援員が、関係機関と連携し、生活保護世帯及び生活困窮世帯の子ども・若者とその保護者に対し、切れ目のない支援を拡充していく。	

事業コード・事業名	525	自立支援推進事業（就労支援）
担当部・担当課	福祉部	生活援護課
事業目的	・就労可能な生活保護利用者の就労による自立を促進する。	
事業内容	・就労阻害要因のない稼働年齢の生活保護利用者に対し、ハローワークと連携を強化し、ケースワーカーと就労支援相談員が就労収入を得ることによる経済的自立をめざし、個別に寄り添い型の支援を実施する。また、ただちに就労に結び付かない者に対しては、就労準備支援事業所と連携し、社会的自立に向けた支援を実施する。	
計画における方向性	・ケースワーカーと就労支援相談員が、ハローワークとの連携を一層強化することで、支援の充実を図る。また、就労準備支援を要する利用者の掘り起こしを含めた積極的な支援を推進する。	

施策の柱 3

互いの違いを認め合う共生社会をめざし、多様なニーズに応じる学習機会の提供

いかなる国籍・民族・文化・性別等や家庭環境であっても、子ども・若者が安心して学びに向き合えるよう、多様なニーズに応じる学習の機会を提供します。

事業コード・事業名	531	いじめ防止啓発関連事業
担当部・担当課	企画政策部	人権男女共同平和国際課
事業目的	・すべての子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに努め、いじめのない社会の実現をめざす。	
事業内容	・「藤沢市子どもをいじめから守る条例」・「ピンクシャツデー」の周知等によるいじめ防止啓発事業の推進 ・いじめ重大事態の調査結果について市長部局の再調査を行うための附属機関である藤沢市いじめ問題再調査委員会の設置・運営	
計画における方向性	・お互いの人権を尊重し、多様性を認めあう社会の実現に向け、いじめ防止啓発事業の推進を図る。 ・いじめ重大事態の調査結果について市長部局の再調査が必要となった場合に、藤沢市いじめ問題再調査委員会の迅速かつ円滑な設置・運営を図る。	

事業コード・事業名	532	多文化共生推進事業
担当部・担当課	企画政策部	人権男女共同平和国際課
事業目的	・子どもたちを中心とした国際交流の場を提供し、外国につながるのある市民と日本人の子どもたちの交流を通して異文化への理解を図り、多文化共生を推進する。	
事業内容	・地域で活動する日本語教室の支援者等により組織された実行委員会に委託して、子どもを対象とした交流会を企画・実施し、子どもたちを中心に国際交流を行う。	
計画における方向性	・外国につながるのある市民と日本人市民との交流をより一層図るため、交流会の内容や周知方法を検討していく。	

事業コード・事業名	533	日本語を母語としない児童生徒への支援事業
担当部・担当課	教育部	教育指導課
事業目的	・日本語指導の必要な児童生徒が安心して学校生活や学習に取り組めるよう支援する。	
事業内容	・日本語指導の必要な児童生徒に日本語指導員を派遣し、日本語の学習及び学校生活への適応を支援する。 ・国際教室配置校の担当教員に対し、日本語を母語としない児童生徒の状況支援・指導に関わる情報共有や発信を行う。	
計画における方向性	・日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援や研修の充実を図る。また、早期に日本語を習得できるような初期指導の在り方について研究する。 ・日本語を母語としない児童生徒や保護者の支援につながる情報を学校と共有し、各学校で活用できるようにする。	

事業コード・事業名	534	外国籍児童生徒就学支援事業
担当部・担当課	教育部	学務保健課
事業目的	・就学機会の提供	
事業内容	・法的に就学義務のない外国籍の学齢児童生徒に対し就学案内を行い、藤沢市立小・中学校へ就学を希望する子どもたちの就学支援を行う。	
計画における方向性	・住民登録などを行う行政窓口での案内機能の強化をはじめ、関係各課、関係機関と連携して就学しやすい環境を整備し、不就学ゼロをめざす。	

資 料

- 諮問書
- 答申書
- 第４期藤沢市教育振興基本計画（素案）に関するパブリックコメントの実施結果について
- 子どもの意見について
- 第４期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 開催状況
- 第４期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿
- 第４期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 設置要綱
- 計画策定までの経過

2024年（令和6年）5月30日

第4期藤沢市教育振興基本計画策定委員会委員長 様

藤沢市教育委員会
教育長 岩 本 将 宏

第4期藤沢市教育振興基本計画の策定について（諮問）

教育基本法第17条第2項に基づき策定された、第3期藤沢市教育振興基本計画が今年度末に終了することから、これからの教育政策の方向性を見据え、今後5年間における第4期藤沢市教育振興基本計画を新たに策定いたします。

策定にあたり、第4期藤沢市教育振興基本計画基本構想については、基本理念については継承し、3つの目標および基本方針については言葉の整理をすることといたしました。

つきましては、国の「第4期教育振興基本計画」、県の「かながわ教育ビジョン」を参酌し、本市の「ふじさわ教育大綱」、「学校教育ふじさわビジョン」、及び「生涯学習ふじさわプラン」等との整合性を図りながら、教育にかかる施策を総合的かつ体系的にまとめていきたいと考えますので、貴委員会において審議を行い、その内容を答申してくださるよう、ここに諮問します。

2024年（令和6年）8月22日

藤沢市教育委員会
教育長 岩本 将宏 様

第4期藤沢市教育振興基本計画策定委員会
委員長 藤井 佳世

第4期藤沢市教育振興基本計画について（答申）

2024年（令和6年）5月30日付けで諮問のありました第4期藤沢市教育振興基本計画（以下「第4期計画」という。）の策定について、当策定委員会において、教育における様々な分野からの委員により、第4期計画策定時における主な課題や社会情勢の変化について整理をするとともに第4期計画の進むべき方向性等について協議を行い、別添^注のとおり取りまとめたので答申します。

なお、第4期計画に盛り込まれる実施事業については、当策定委員会の答申を踏まえ、推進されることを期待します。

※注：別添については、素案として、本計画の1ページから27ページに包含しています

「第4期藤沢市教育振興基本計画（素案）」に関する パブリックコメントの実施結果について

藤沢市教育委員会では、本市の教育行政に関する基本計画である「藤沢市教育振興基本計画」の第3期計画期間が2025年（令和7年）3月に終了することから、今後の教育政策の方向性を見据えて、「第4期藤沢市教育振興基本計画」（以下「第4期計画」という。）を策定するにあたり、広く市民の皆様のご意見を伺うため、パブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。

提出いただいた貴重なご意見につきましては、第4期計画の策定にあたっての参考とさせていただきますとともに、パブリックコメントの実施結果として公表します。

なお、ご意見は要約して、教育委員会の考え方を付しております。

貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

1 パブリックコメントの実施概要

（1）意見等を募集した案件

第4期藤沢市教育振興基本計画（素案）

（2）意見等の募集期間

2024年（令和6年）9月19日（木）～10月18日（金）

（3）意見等を提出できる方

市内に在住・在勤・在学の方、市内に事業所等を有する方、その他利害関係者

（4）意見等の提出方法

郵送、ファクス、持参、専用の提出フォームによる電子提出

（5）実施案内

「広報ふじさわ」（9月10日号）及び市ホームページ

（6）閲覧場所

教育総務課、市役所総合案内、市政情報コーナー、各市民センター・公民館、市ホームページ

2 パブリックコメント実施結果

（1）提出人数 1人

（2）意見総数 2件

(3) 意見の内訳

意見の内訳	件数(件)
① 基本方針すべてに関する意見	1
② 基本方針2(教職員の働き方改革)に関する意見	1
計	2

(4) 意見の反映状況

意見の反映状況	件数(件)
① 計画に反映させる	0
② 計画に考え方が含まれている	2
③ 今後の取組の参考とする	0
④ その他(①～③に当てはまらないもの)	0
計	2

3 第4期計画(素案)に対する意見の概要と教育委員会の考え方

① 基本方針すべてに関する意見

No.	意見の概要	教育委員会の考え方	意見の反映
1	子どもの権利条約に定められている「参加する権利」について明文化するべき。	「参加する権利」については、子どもの権利条約に定められる非常に重要な考え方であるため、本計画においては、目標1の中で示しております。本市では今後も、子どもたちが自分の意見や考えを素直に言える機会や場を確保し、表明した意見や考えを大人が誠実に受け止める仕組みを整えてまいります。	②計画に考え方が含まれている

② 基本方針2（教職員の働き方改革）に関する意見

No.	意見の概要	教育委員会の考え方	意見の反映
I	課題として掲げられている教職員の働き方改革について、基本方針と柱の中で、どのように実現するか明文化するべき。	教職員の働き方改革については、基本方針2の施策の柱3に位置付けており、教職員が子どもたちとしっかり向き合うことができるよう、学びを支える質の高い教育環境の整備に努めてまいります。	②計画に考え方が含まれている

子どもの意見について

1. アンケートの実施

(1) 実施期間

2024年(令和6年)6月18日(火)～7月5日(金)

(2) 実施校

- ・小学校1校 6年生 2クラス
- ・中学校1校 全学年 18クラス に依頼

(3) 実施方法

Google Forms を使用

(4) 実施目的

- ① 第4期藤沢市教育振興基本計画の策定の際に、児童生徒の意見を参考にするため。
- ② 子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)、こども基本法などの「子どもの意見の尊重」の趣旨やこども家庭庁の考え方を踏まえて、アンケートを実施することとした。

(5) アンケート内容

質問1 みんなが楽しいと思う学校は、どんな学校ですか。また、どんな学校にしたいですか。

質問2 自分もみんなも幸せな生活を送るためには、どんなことが必要だと思いますか。

質問3 (小学校)地域のイベントで「こんなイベントがあったら参加したいな」と思うものを教えてください。

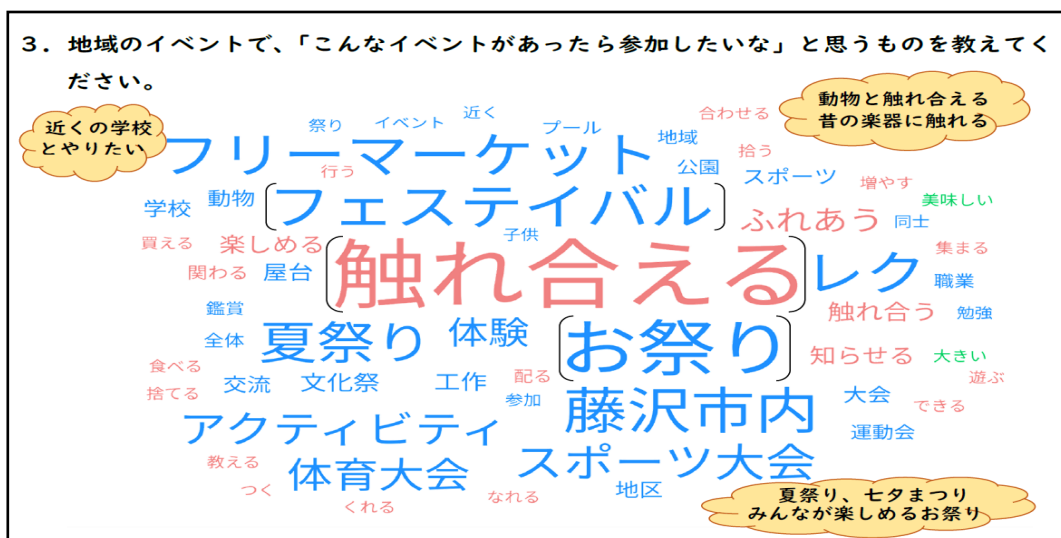
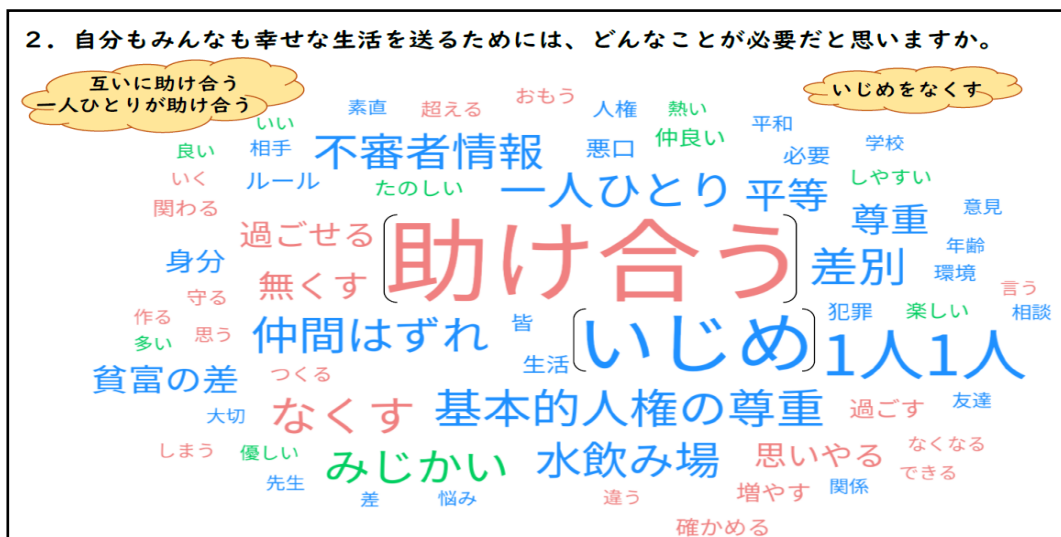
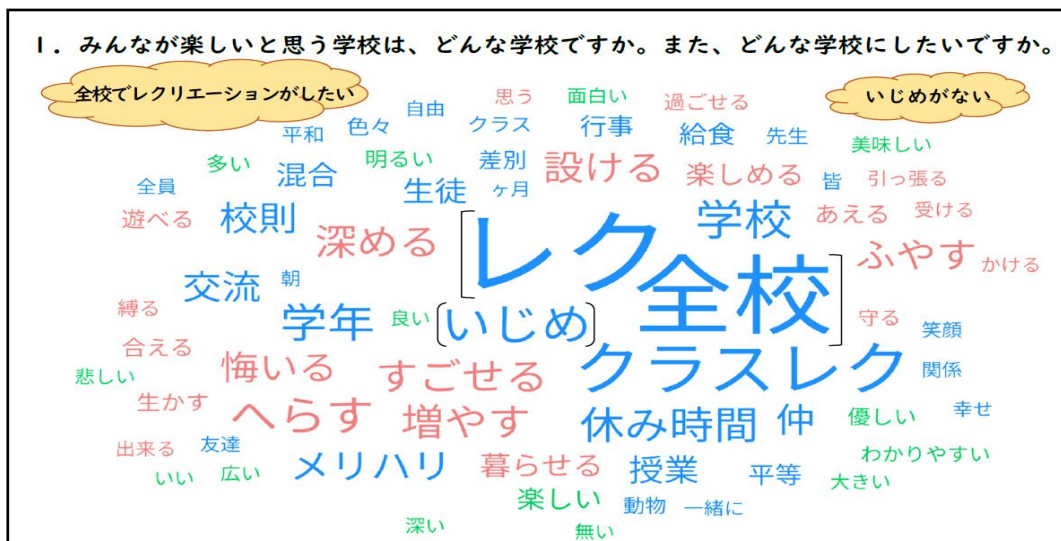
(中学校)あなたは地域の一員として、地域のために何ができると思いますか。どんな場面でどのような協力ができるか、具体的に教えてください。

※アンケート結果は、テキストマイニングで集計した。テキストマイニングは、文字列を対象としたデータマイニングのこと。通常の文章からなるデータを単語や文節で区切り、それらの出現の頻度や共出現の相関、出現傾向、時系列などを解析することで、有用な情報を取り出す、テキストデータの分析方法。

※名詞は「青色」、動詞は「赤色」、形容詞は「緑色」で表記し、出現頻度が多いほど字体は大きく太くなる。

【小学校の結果（62人が回答）】

※吹き出しは多数意見を具体的に示したものです



※ユーザーローカル AI テキストマイニングによる分析 (<https://textmining.userlocal.jp/>)

※吹き出しは多数意見を具体的に示したものです

元気で明るい
明るく接し合える

尊重 勉強 平和 ゆるい 取り組む 厳しい いじめがない

差別 多い 言う あふれる 行く うるさい なかよい

先生 嫌 学年 友達 親しみやすい

あえる 校則 楽しめる 関係 優しい 思える 雰囲気

助け合える メリハリ 元気 学校 できる 思いやり

通いやすい 皆 行事 元気 学校 できる 思いやり

助け合う 笑う 仲 いい 明るい いじめ 合う 関わる

やさしい 意見 自由 クラス 笑顔 生徒 ルール 無い

すごい いく 良い 授業 喧嘩 協力 男女 全員 一人一人

話す 楽しむ 過ごせる 面白い 思う なれる すぎる

仲良い 挨拶 過ぎしやすい 毎日 規則正しい 楽しい

授業が楽しい
楽しいクラス

[illegible]

ごみ拾い

ゴミの分別
ゴミを少なくする

呼びかける
思う
公園
ごみ拾い
手伝う
使う
行く
隊
普通の生活
めんどうかい
きれい
助ける
清掃
美化
学校
ごみ
ポイ捨て
心がける
小さい
あいさつ
良い
ゴミ箱
積極
挨拶
無
節電
協力
環境
ひろう
たまらない
落ちる
集める
いい
活動
守る
ボランティア
ボランティア活動
イベント
困る
見つける
捨てる
拾う
協力
環境
ひろう
たまらない
活動
行事
捨てる
困る
見つける
捨てる
拾う
協力
環境
ひろう
たまらない

地域の人に挨拶
地域行事に参加

77

2. 児童生徒の意見募集

(1) 実施期間

2024 年(令和6年)10月10日(木)~10月25日(金)

(2) 実施対象

藤沢市立小・中学校に在籍する小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒
(約 22,500 人)

(3) 実施方法

Google Forms を使用(回答は任意)

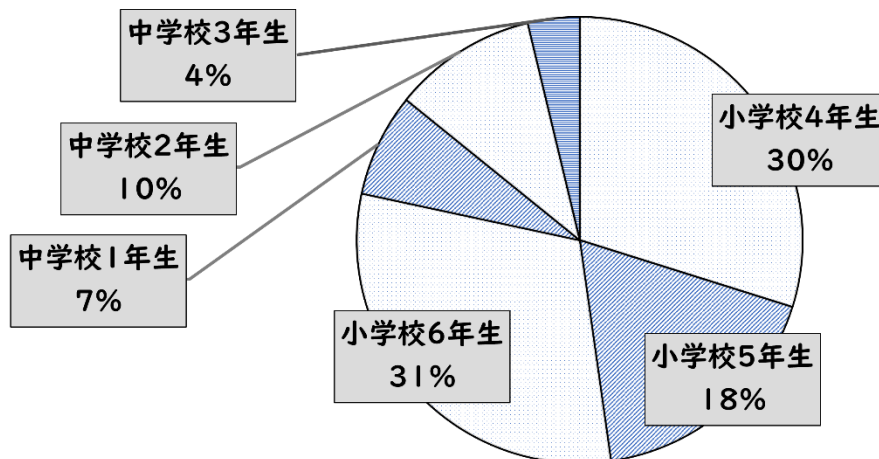
(4) 実施目的

- ① 第4期藤沢市教育振興基本計画の策定の際に、児童生徒の意見を参考にするため。
- ② 子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)、こども基本法などの「子どもの意見の尊重」の趣旨やこども家庭庁の考え方を踏まえて、アンケートを実施することとした。

(5) 質問内容

- (1) 藤沢市では、「子どもが夢をもって、幸せな未来をつくっていくことができるような教育をしていきたい」と思っています。みんなが夢を持ち、幸せな未来が作れると感じる学校って、どんな学校ですか？
- (2) (1)の目標を達成するために、5つの方法を考えました。5つの方法をそれぞれ進めていくために、具体的に自分にできることはどんなことですか？
 - (2)-1 「学校のすべての児童(生徒)と一緒に勉強しながら、いろんな人たちと関わる」ためにできることは？
 - (2)-2 「学ぶ場所が居心地よく、安心できて、安全な学校生活が送れる学校にする」ためにできること
 - (2)-3 「学校・家庭・地域が協力して、みんなが元気に成長できるようにする」ためにできること
 - (2)-4 「100年後も学び続けるための社会にする」ためにできること
 - (2)-5 「みんなが安心して学び続けることができるようにする」ためにできること

【1. 回答者の属性（学年）【計134人が回答】】



【2. 結果概要：（1）の主な回答】

（1）藤沢市では、「子どもが夢をもって、幸せな未来をつくっていくことができるような教育をしていきたい」と思っています。みんなが夢を持ち、幸せな未来が作れると感じる学校って、どんな学校ですか？

■ 学校生活について

- ・いじめ、暴言・暴力、悪口、差別がない
- ・生徒主体のイベントがたくさんある
- ・互いの違いを認め、尊重し合える
- ・誰に対しても公平

■ 先生について

- ・優しく分かりやすく教えてくれる先生がいる
- ・先生が忙しくなく、生徒の意見をしっかり聞いてくれる
- ・できていることをほめてくれる

■ 授業について

- ・楽しく勉強できる
- ・いろんな仕事をしている人の話が聞ける
- ・体験活動等を通して、いろんな人（あらゆる世代の人）とかかわる
- ・みんなが未来について語り合いたい
- ・答えのない課題にたくさん取り組める

【3. 結果概要：(2) の主な回答】

(2)(1) の目標を達成するために、5つの方法を考えました。5つの方法をそれぞれ進めていくために、具体的に自分にできることはどんなことですか？

(2)-1「学校のすべての児童（生徒）と一緒に勉強しながら、いろんな人たちと関わる」ためにできることは？

■授業内での交流について

- ・班活動を多めにする
- ・様々な分野の人を招き、あまり知られていない職業についての関心を持たせる

■クラスメイト以外の人との交流について

- ・異学年交流などを増やし、イベントをする
- ・積極的に周りの人に話しかける
- ・定期的に交流できる時間をつくる

■地域との交流について

- ・地域と一緒に祭りなどを開催
- ・ボランティア活動

(2)-2「学ぶ場所が居心地よく、安心してきて、安全な学校生活が送れる学校にする」ためにできること

■学習環境について

- ・一人になりたいときに逃げられる場所（居場所）を学校につくる
- ・授業中だけでなく、教室の休み時間と掃除の時間、校庭を見守ってほしい

■安全な環境整備について

- ・掃除を丁寧にする
- ・洋式トイレを増やしてほしいので、市役所の担当部署にお願いに行く

■災害対策について

- ・避難訓練を真剣に行い、いざとなったとき、自信をもって動けるようにしておく

■人間関係について

- ・ほかの人が嫌がる言動をしない
- ・ルールを守って行動する
- ・相互理解を大切にする

(2) -3 「学校・家庭・地域が協力して、みんなが元気に成長できるようにする」ためにできること

■地域連携・協働

- ・地域との交流会やイベントを定期的に行う
- ・地域・家庭に関わる授業をする

(2) -4 「100年後も学び続けるための社会にする」ためにできること

■伝承について

- ・学校で学んだことを次の世代に伝える
- ・戦争の資料を消さない

■環境について

- ・SDGsクリア
- ・教育環境、施設を使い続けられるよう工夫する

■地域について

- ・ボランティア活動で地域を支えていく

■学習について

- ・自分で考える社会にする(新しいことを考える)

(2) -5 「みんなが安心して学び続けることが出来るようにする」ためにできること

■学習・生活面について

- ・その人のペースで学習をすすめられるような場所をつくる
- ・自分と他者への思いやりをもって、心地よいと思える空間を作り上げる努力をする

■学校施設面について

- ・避難経路の見直し
- ・地震対策、耐火対策をもっとしてほしい

■先生について

- ・教科担任制にして、一つのクラスをたくさんの人が見る
- ・教師との信頼関係を築く

3. 子どもの意見反映について

今回いただいた子どもの意見は、第4期計画の策定にあたっての参考とさせていただくとともに、5年間の計画期間の中で、子どもの学びや成長に関わるすべての関係者と共通理解を深めるために、活用してまいります。

また、今後も子どもを主体とした教育において、子どもの意見は大切な視点としていくとともに、子ども・若者が安心して自分の意見や考えを素直に言える機会や場を確保し、更なる意見表明につながる好循環を通して、持続可能な社会の創り手の育成に努めてまいります。

第4期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 開催状況

回	開催期日	内 容
1	5 月 30 日	・委員委嘱状及び任命状の交付 ・教育長あいさつ ・委員紹介 ・委員長、副委員長選出 ・諮問 ・策定の趣旨 ・策定のスケジュールについて ・具体的な作業等について ・現計画についての課題と第4期藤沢市教育振興基本計画の方向性についての意見交換
2	6 月 28 日	・基本方針及び施策の柱について ・素案について
3	7 月 10 日	・基本方針及び施策の柱について ・素案について
4	8 月 6 日	・第4期藤沢市教育振興基本計画答申案について
5	12 月 25 日	・パブリックコメントの実施結果について ・子どもの意見について ・第4期藤沢市教育振興基本計画に位置付ける事業について ・第4期藤沢市教育振興基本計画案について

第4期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

	氏 名	所 属	区 分
委員長	藤井 佳世	横浜国立大学教育学部 教授	学識経験者
副委員長	渡邊 泰典	多摩大学グローバルスタディーズ 学部 教授	学識経験者
委員	今福 美佐子	学校・家庭・地域連携推進会議 会長会	地域関係者
委員	福家 大輔	藤沢の子どもたちのためにつな がる会	保護者
委員	三宅 裕子	藤沢市社会教育委員会議	社会教育関係者
委員	川邊 尚子	藤沢市立浜見小学校長	学校関係者
委員	小澤 明雄	藤沢市立大庭中学校長	学校関係者
委員	澤野 美奈子	藤沢市立白浜養護学校長	学校関係者
委員	木村 智史	藤沢市立藤沢小学校 教諭	学校関係者
委員	東海林 元	藤沢市立善行中学校 教諭	学校関係者

第4期藤沢市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に基づく藤沢市教育振興基本計画を改定し、第4期藤沢市教育振興基本計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、第4期藤沢市教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、藤沢市教育委員会が諮問する事項について協議し、その結果を藤沢市教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、藤沢市教育振興基本計画評価委員会委員及び学校関係者等とする。

3 委員は、藤沢市教育委員会が委嘱・任命し、又は解任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。

(委員長等)

第5条 策定委員会には、委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の招集及び議事)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 策定委員会は、公開することにより当事者又は第三者の権利、利益又は公共の利益を害する恐れがある場合並びに委員長が非公開を認めた場合を除き、公開する。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、策定委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を策定委員会に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼)

第8条 策定委員会の委員謝礼額は、藤沢市非常勤の特別職職員の報酬に関する規則(昭和43年藤沢市規則第22号)第2条第2項の規定に準ずる額とする。

2 藤沢市教育振興基本計画評価委員会委員と兼職している委員が、藤沢市教育振興基本計画評価委員会と同一の日に策定委員会の委員としての職務を行ったときは、支給しない。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営等に関わる必要事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

付則

この要綱は、令和6年4月18日から施行する。

計画策定までの経過

月 日	会 議 等	内 容
2024 年(令和 6 年)		
4 月 18 日	4月教育委員会 定例会	・第4期計画スケジュールについて ・第4期計画の策定について
5 月 16 日	5月教育委員会 定例会	・第4期計画基本構想の策定方針について ・第4期計画策定委員会委員の委嘱又は任命 について ・第4期計画の策定について(諮問)
5 月 22 日	検討連絡会①	・第4期計画の策定について
5 月 30 日	策定委員会①	・策定委員の委嘱及び任命 ・教育委員会からの諮問 ・第4期計画の策定について 等
6 月 21 日	検討連絡会②	・第1回策定委員会についての報告 ・第2回策定委員会の資料検討
6 月 28 日	策定委員会②	・基本方針及び施策の柱について ・素案について
7 月 8 日	検討連絡会③	・第 2 回策定委員会についての報告 ・第 3 回策定委員会の資料検討
7 月 10 日	策定委員会③	・基本方針及び施策の柱について ・素案について
7 月 29 日	検討連絡会④	・第 3 回策定委員会についての報告 ・第 4 回策定委員会の資料検討
8 月 6 日	策定委員会④	・第4期計画答申案について
8 月 22 日	答 申	・教育委員会への答申
	8月教育委員会 定例会	・第4期藤沢市教育振興基本計画の策定につ いて(中間報告)
9月3日・6日	校長会	・パブリックコメントについて
9 月 9 日	子ども文教常任 委員会	・第4期藤沢市教育振興基本計画の策定につ いて(中間報告)
9 月 19 日 ～10 月 18 日	パブリックコメント実施	
12 月 17 日	検討連絡会⑤	・パブリックコメントの実施結果について ・子どもの意見について ・第4期計画に位置付ける事業について ・第5回策定委員会の資料検討

月 日	会 議 等	内 容
12 月 25 日	策定委員会⑤	・パブリックコメントの実施結果について ・子どもの意見について ・第4期計画に位置付ける事業について ・第4期計画案について
2025年(令和7年)		
1 月 23 日 ～2 月 12 日	パブリックコメント実施結果の公表	
2 月 13 日	2月教育委員会 定例会	・第4期藤沢市教育振興基本計画の策定について(最終報告)
2 月 20 日	子ども文教常任 委員会	・第4期藤沢市教育振興基本計画の策定について(最終報告)
3 月 13 日	3月教育委員会 定例会	・第4期藤沢市教育振興基本計画の策定について

第4期藤沢市教育振興基本計画

発行年月 2025年(令和7年)3月

発行 藤沢市教育委員会

編集 教育部 教育総務課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466-50-3556

FAX 0466-50-8424

E-mail fj-kyouiku@city.fujisawa.lg.jp